

第5期西興部村総合計画

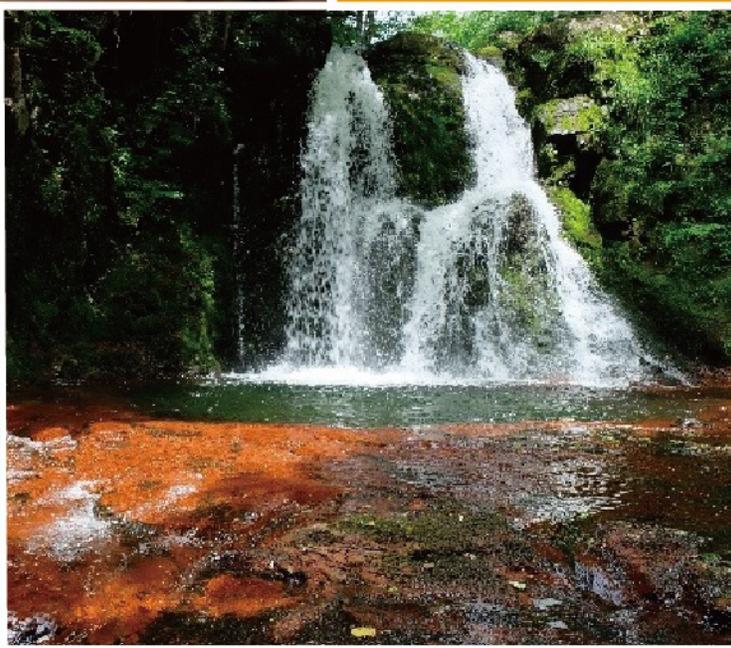
夢
に
し
お
こ
す
村
ぺ



Nishiokoppe  
Village



2022  
令和4年度  
▼  
2031  
令和13年度





西興部村長

菊池 博

このたび、令和4年度から令和13年度までを計画期間とし、むらづくりの基本理念と10年後の「むらのありたい姿」を定めた「第5期西興部村総合計画 ～夢、おこす村 にしおこっぺ～」を策定いたしました。

これまで本村は、昭和59年に策定した第1期西興部村総合計画の策定以降、村の最上位計画として4期にわたる計画を策定し、地域の持続的な存続や発展に向け、人口減少対策をはじめ、産業の振興、福祉や教育の充実、雇用の場の創出や人材の確保、インフラ基盤整備、景観形成など、あらゆる分野にわたり、多くの難題に取り組んでまいりました。

その一方、昨今では、新型コロナウイルスの感染拡大による未曾有の事態への対応を迫られ、安全・安心の生活環境を確保するため、村民の皆様のご理解とご協力のもと、感染防止対策に注力してまいりましたが、これまでと生活様式は一変し、これからはウィズコロナ・アフターコロナを踏まえたむらづくりを進めていかなければなりません。

さらに、急速に発展し高度化するデジタル技術の活用や世界共通の課題である脱炭素化に向けた取組など、目まぐるしく変化する社会情勢にも対応していく必要があります。

本計画は、第4期計画の考え方や取組方針を基本としつつ、これからの10年間、むらづくりを進める上での様々な諸課題や社会情勢の変化に迅速かつ的確に対処するため、新たな基本理念を加えるとともに、時代の潮流であるSDGsの視座を取り入れた7項目の将来ビジョンを定め、総合目標を「令和13年度末で人口1,000人以上」といたしました。

また、本村は計画期間中の令和7年に開拓120年、開村100年の節目の年を迎えます。先人のたゆまぬ努力により村は発展し、現在私たちが住む村が築き上げられました。私たちが引き継いだこの村を、美しく住みよい活力ある村として未来に引き継いでいくために、村民の皆様とともに力を合わせてむらづくりに取り組んでまいりますので、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りご審議いただきました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、住民アンケート、中学生アンケート、団体アンケートへのご協力や貴重なご意見、ご提言をいただいた村民の皆様、議員各位のほか関係者の方々に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和4年3月

# 目 次

西興部村の概要	1
第1章 第5期西興部村総合計画について	4
1-1 計画策定の趣旨	6
1-2 計画の位置づけ	6
1-3 総合計画副題（キャッチフレーズ）	7
1-4 計画の構成と計画期間	8
第2章 むらの現状とむらづくりに関する住民意向	10
2-1 人口動態と将来人口推計	12
2-2 将来の人口指標	16
2-3 むらづくりに関する住民アンケートについて	17
2-4 アンケート結果	17
2-5 むらづくりの方向性	20
第3章 むらづくりとSDGsについて	24
3-1 むらをとりまく社会情勢とSDGs	26
3-2 第5期総合計画とSDGs	27
第4章 むらづくりの基本理念	28
第5章 将来ビジョン（分野別目標）	32
第6章 基本計画	38
分野別目標1：誰もが住み慣れた場所で豊かに暮らせるむら	41
分野別目標2：出産も子育ても介護も医療も安心できるむら	61
分野別目標3：個に応じた特色ある教育を受けられるむら	75
分野別目標4：新しい産業の創造と人材誘致の仕組みが整っているむら	90
分野別目標5：農林業の生産加工基盤が安定しているむら	101
分野別目標6：美しい自然環境と生活環境が保たれているむら	110
分野別目標7：住民と行政の協働が根付くむら	122
資 料	130

# 西興部村の概要

## 西興部村民憲章（昭和61年6月26日制定）

わたくしたちは、秀峰ウエンシリ岳を望み、厳しい自然に耐えながら理想郷を求める西興部村民です。

わたくしたちは、たくましい先人の開拓精神をうけつぎ、郷土を愛し、うるおいと安らぎのある村づくりのために、この憲章を定めます。

- 1 元気で働き、豊かな村をつくりまします。
- 1 きまりを守り、住みよい村をつくりまします。
- 1 自然を生かし、美しい村をつくりまします。
- 1 互いに助け合い、幸せな村をつくりまします。
- 1 教養を深め、明るい村をつくりまします。

## 村名・村章・村の花と木

### 【村制施行（大正14年1月1日）】

村の名の由来「興部」とは、アイヌ語の「オウコッペ」より転訛したもので、「川尻の合流したところ」の意味があり、当時、興部川と藻興部川が川尻で合流してオホーツク海に注いでいたので名付けられました。

本村は、興部の西方に位置するので、西の字を冠したものです。

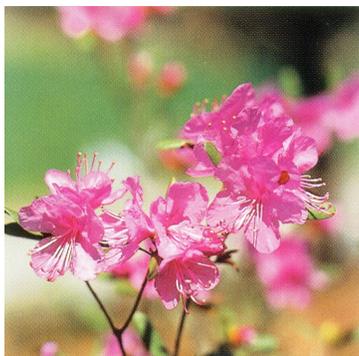
### 【村章制定（昭和42年12月20日）】

全体は、西興部の西を表し、中心の山形は、山村を象徴するとともに人文字を模し、人の和と人材の育成を念じながら大地に両脚をふまえ、村民が総力を結集して向上しようとするたくましさ表現しています。

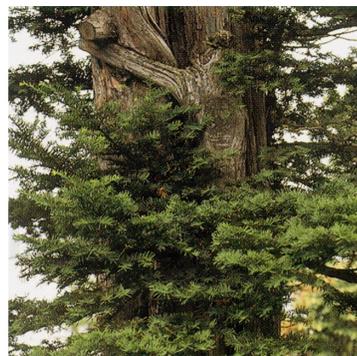


### 【村の花・村の木制定（昭和61年6月26日）】

村の花 エゾムラサキツツジ



村の木 イチイ（おんこ）



# 西興部村の概要

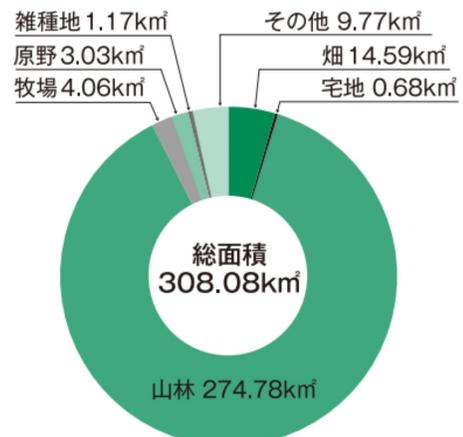
## 位置と面積

西興部村は、北海道の北東部、オホーツク総合振興局管内の西北端に位置し、北見山脈の北東域にあります。東と北は興部町、南は滝上町、西は上川郡下川町に接し、北緯44度12分から44度26分、東経142度48分から143度4分の間に位置しています。

村の総面積は308.08km<sup>2</sup>で、東西21km、南北24kmとわずかに南北に長く、総面積の9割が森林に覆われています。



## 土地地目別面積



(資料/平成31年3月末/産業建設課)

## 地形・地質および土壌

西興部村の地形は平坦地が極めて少なく、興部川・藻興部川沿に狭長な農地があるだけで、他の大部分は平均400m程度の標高をもって一部急峻な山容を形成していますが、ほぼ丘陵性山地の地形です。

地質及び土壌は、平坦地の大部分が河成沖積土で丘陵地帯は砂岩、頁岩を主体とした第三期層の風化砂岩残積土壌であり、概して地味肥沃で森林の育成に適する褐色森林土により成っています。



— 第 1 章 —

第 5 期西興部村  
総合計画について



## ➤ 1-1. 計画策定の趣旨

西興部村は、長期的な行政運営の総合的指針として、昭和59年からこれまで4期にわたり「西興部村総合計画」を策定し、平成24年3月に策定した「第4期西興部村総合計画」では、“やすらぎ・かがやき 夢ファームにしおこっぺ”をむらづくりテーマとして掲げ、今日までその実現に向けたむらづくりを進めてきました。

しかしながら、この間、西興部村を取り巻く社会・経済情勢は、人口減少と少子高齢化の進行、新型コロナウイルスに対応する新しい生活様式の開始、再生可能エネルギーへの関心の高まりなど大きく変化し、私たちの生活にもさまざまな影響を与えています。

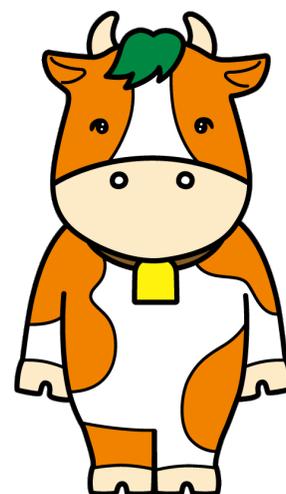
こうした状況の中、今日求められているのは、これまでの都市集中型の経済社会ではなく、各地域において自立分散型の経済社会を構築し、さらに地域住民や地域企業・団体がそれぞれに地域づくりを担っていくような地域自治です。

「第5期西興部村総合計画」は、こうした状況の変化と視点に立ち、これまでのむらづくりの成果と課題を踏まえ、村のさらなる発展のために、むらの将来ビジョンとその実現に向けた考え方・方策を示す新たな指針として策定するものです。

## ➤ 1-2. 計画の位置づけ

本計画は、西興部村民の生活と活動の規範である「村民憲章」を前提とし、西興部村における計画体系の最上位計画として位置づけます。

なお、策定にあたっては「西興部村議会の議決すべき事件に関する条例」第2条に基づき、議決すべき事件として令和4年第1回定例会において議決されたものです。



## ➤ 1-3. 総合計画副題（キャッチフレーズ）

これまでの西興部村総合計画では、いずれも副題（キャッチフレーズ）が付けられてきました。

第5期西興部村総合計画においてはキャッチフレーズを、「夢、おこす村 にしおこっぺ」としました。

第1期 昭和59年度～平成5年度

森とミンクの里にしおこっぺ



第2期 平成5年度～平成14年度

いきいき・すこやか・パワフルタウン



第3期 平成14年度～平成23年度

心安らぐ美しい夢のITタウン



第4期 平成24年度～令和3年度

やすらぎ・かがやき 夢ファームにしおこっぺ



第5期 令和4年度～令和13年度

夢、おこす村 にしおこっぺ

## ▶▶ 1-4. 計画の構成と計画期間

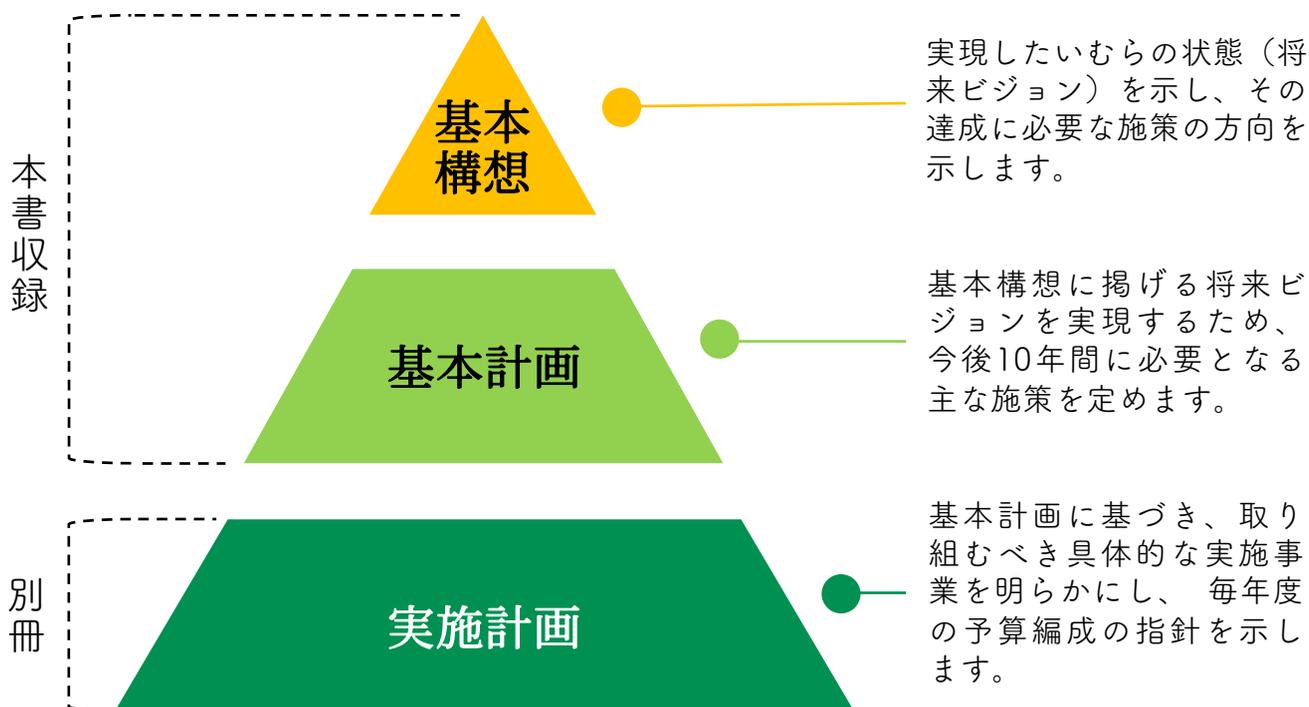
第5期西興部村総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」で構成されます。

### 【基本構想】

基本構想は、総合計画の計画期間10年間で終了する時点において実現したいむらの状態（将来ビジョン）を明らかにするとともに、それを達成するために必要な施策の大綱を示す指針です。

### 【基本計画】

基本計画は、基本構想に掲げる将来ビジョンを実現するため、西興部村が今後10年間で取り組むべき主な施策等について、その展開の考え方等を示すものです。基本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間で計画期間とする「前期基本計画」及び令和9年度から令和13年度を計画期間とする「後期基本計画」によるものとします。なお、「後期基本計画」については、「前期基本計画」の最終年度である令和8年度に「前期基本計画」を見直して策定します。



## 1-4. 計画の構成と計画期間

### 【実施計画】

実施計画は、基本計画に基づき、取り組むべき具体的な実施事業を明らかにするもので、西興部村における毎年度の予算編成・組織機構などの経営方針となるものです。財政計画等との整合を図り、可能な限り具体的な事業内容・財源・時期などを示します。

計画期間は3年間とし、毎年度の事業の評価・検証を行いながら見直しするローリング方式により事業の進行管理を行うこととします。

初年度	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目	8年度目	9年度目	10年度目
R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)

### 基本構想（10年間）

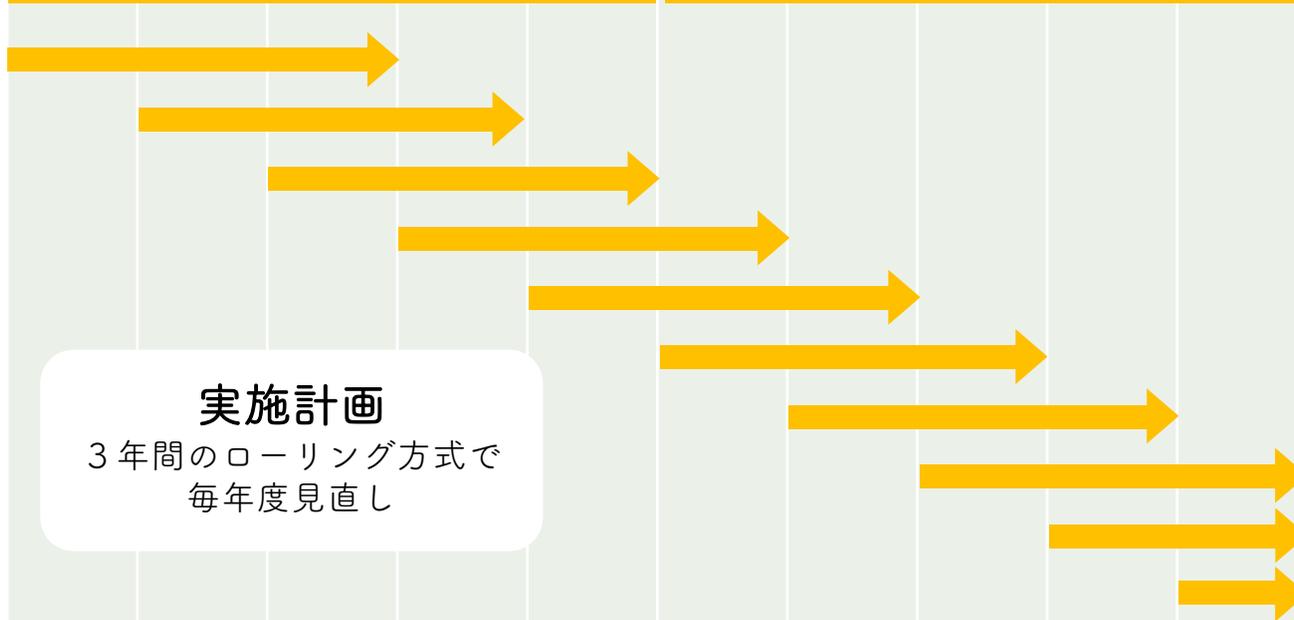
むらの将来ビジョン、むらづくりの方向性、施策の方向性など

#### 前期基本計画（5年間）

具体的な施策の方策など

#### 後期基本計画（5年間）

具体的な施策の方策など



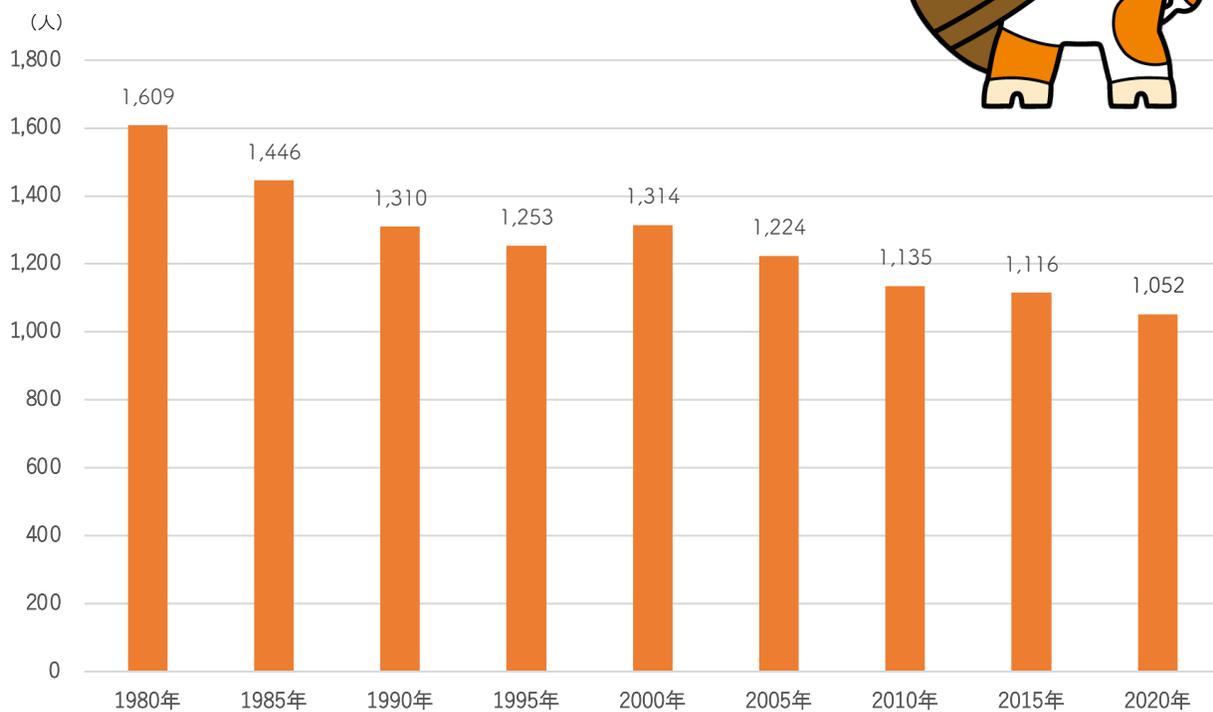
— 第2章 —

むらの現状と  
むらづくりに関する  
住民意向



### ➤ 2-1. 人口動態と将来人口推計

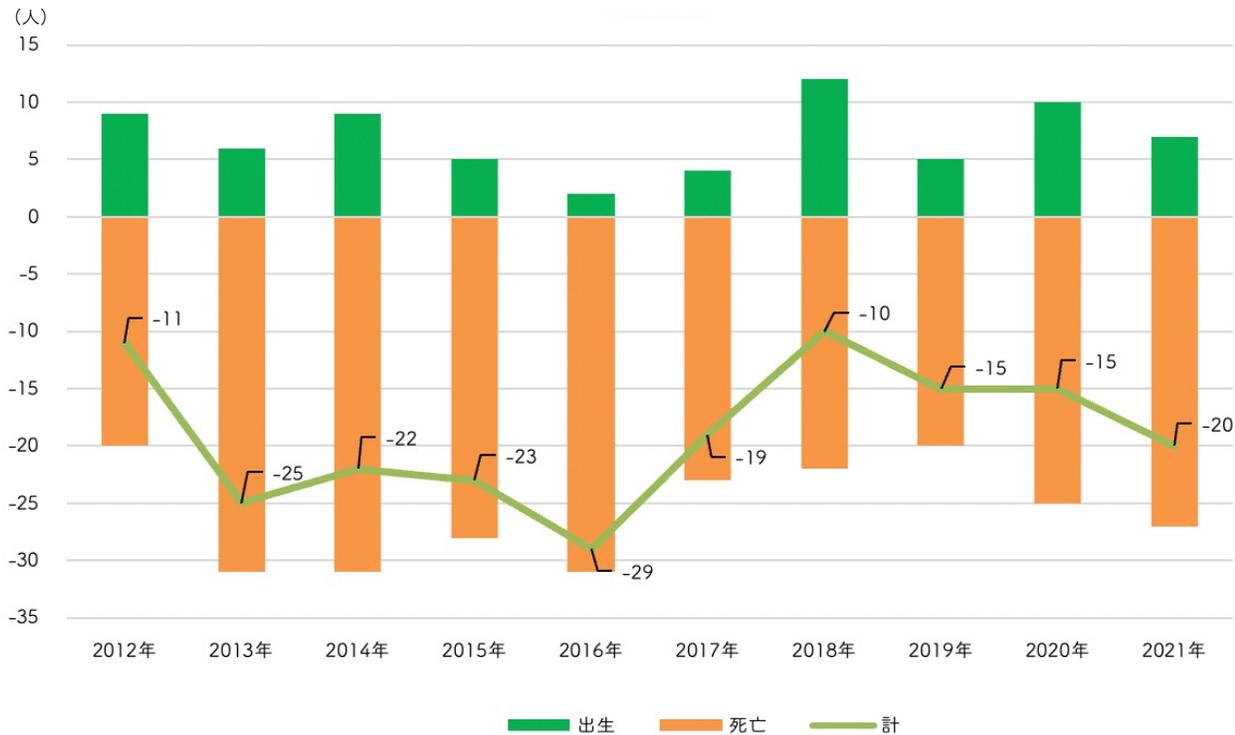
直近10年間の人口動態は、ギター工場や福祉施設により安定した雇用が提供されていることや、特別養護老人ホームの増床に伴って利用者と職員が増加したことなどにより、自然減に対して一定の社会増があったため、緩やかな人口減少となっています。



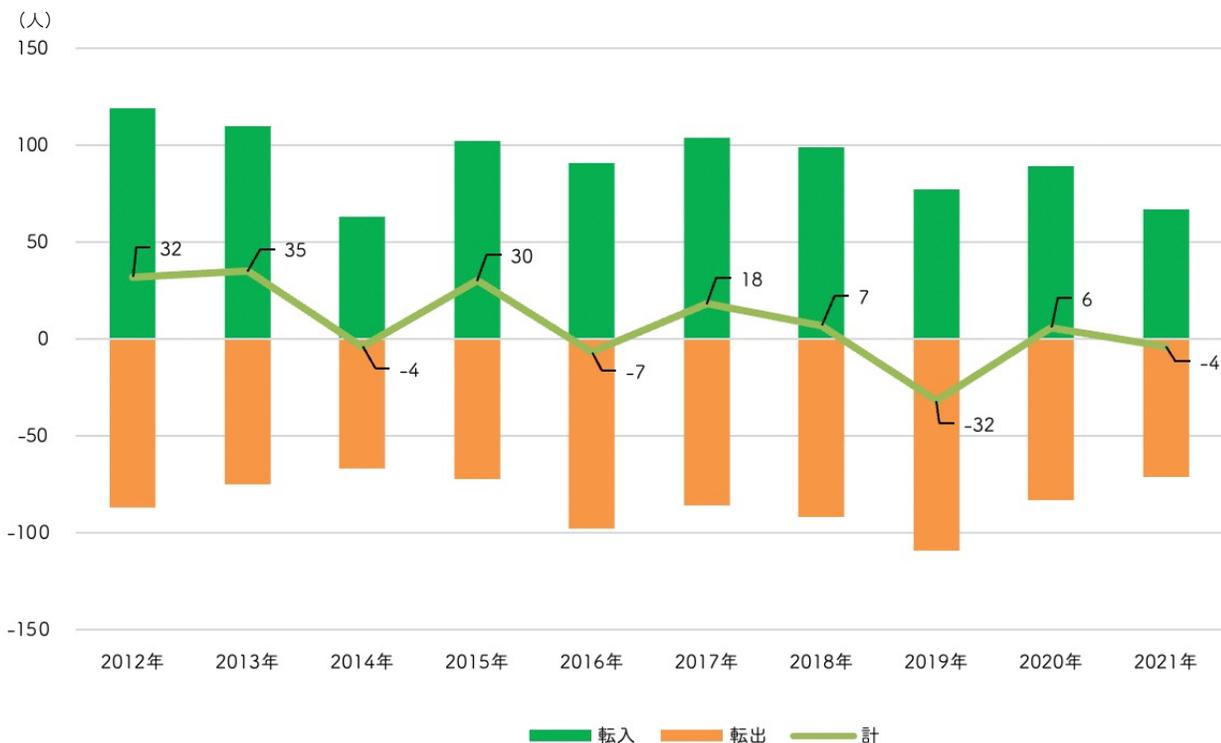
▲ 1980年から5年毎の人口推移（国勢調査に基づく）

## 第2章 ✨ むらの現状とむらづくりに関する住民意向

近年、出生数が少なく、死亡数がこれを上回るため、自然動態はマイナスが続いていますが、転入者数が転出者数を大きく上回り社会動態でプラスとなる年があることが特徴です。



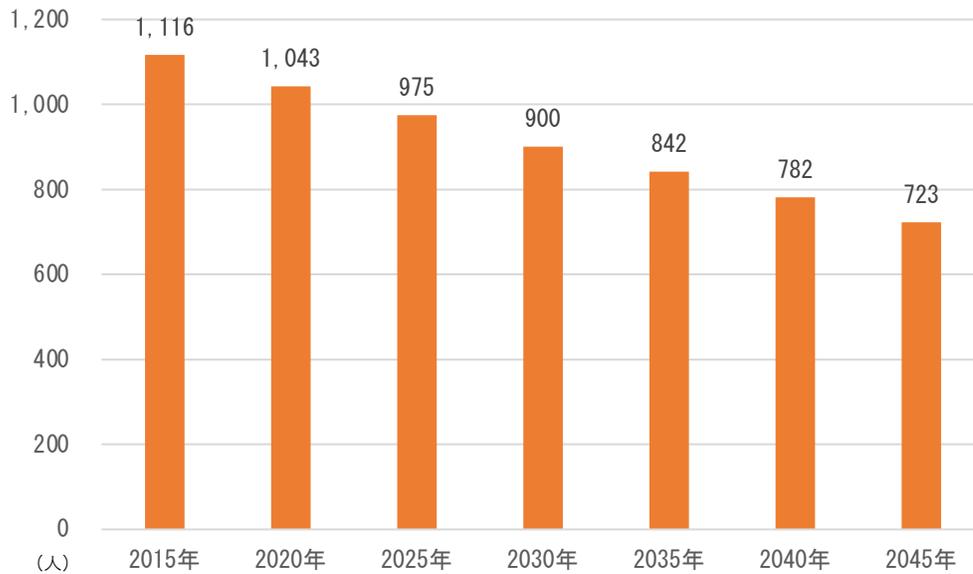
### ▲ 2012年から毎年の自然動態（住民基本台帳：各年1～12月集計値に基づく）



### ▲ 2012年から毎年の社会動態（住民基本台帳：各年1～12月集計値に基づく）

## 第2章 ✨ むらの現状とむらづくりに関する住民意向

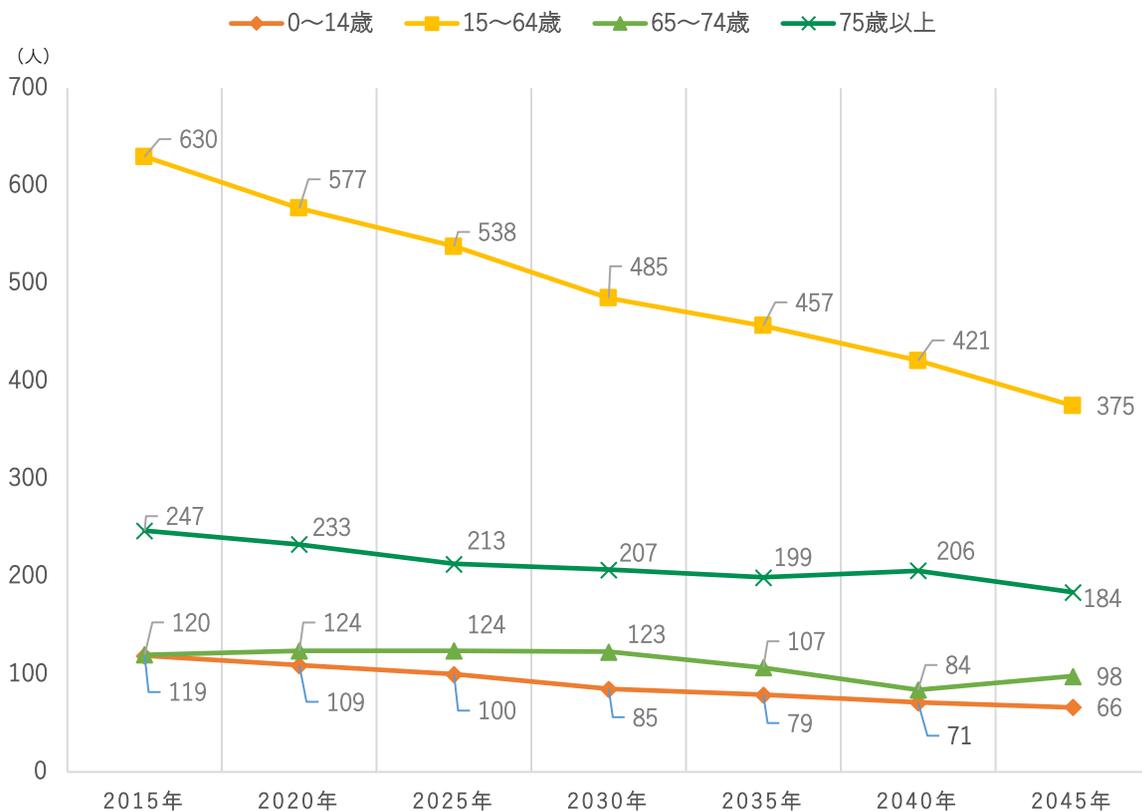
2015年から2045年まで予測される人口の推移は、2030年に 900人となり、2015 年比で約20%減。また、2040年には人口が782人となり、2015年比で約30%減となります。



### ▲ 2015年からの人口推移予測

(国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計値に基づく)

2015年から2045年まで予測される年齢層別の人口は、社会活動を牽引する15歳から64歳までの年齢層が2030年には485人となり、2040年には421人となります。また、0歳から14歳までの年齢層は、2030年には85人となり、2040年には71人となると予測されます。

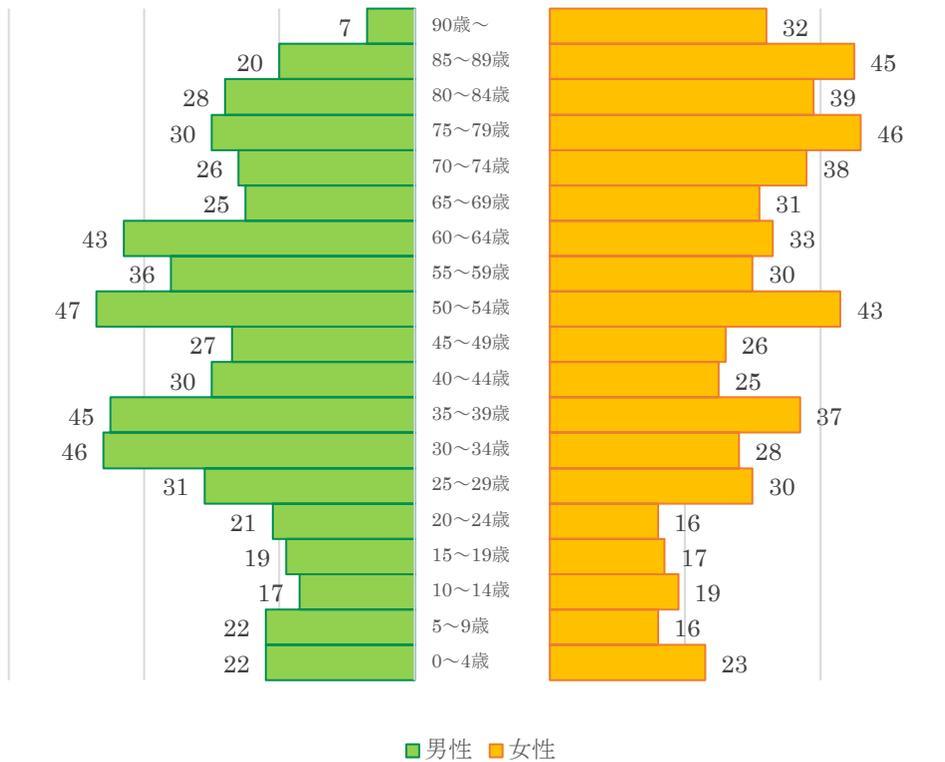


### ▲ 年齢層別の人口推移予測(社人研の推計値に基づく)

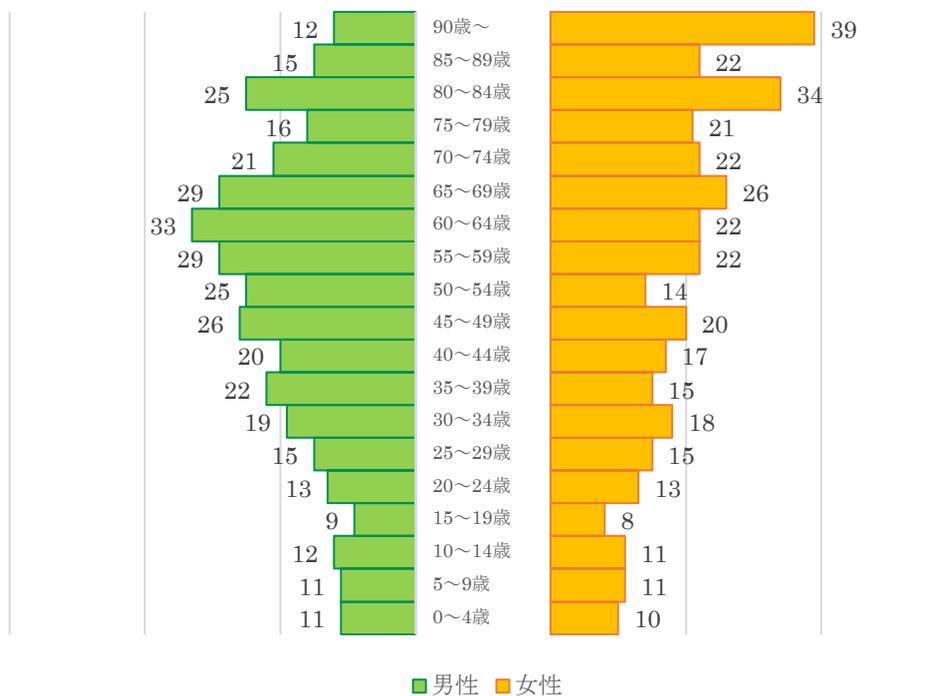
## 第2章 ✨ むらの現状とむらづくりに関する住民意向

2015年と2045年の人口ピラミッドの変化をみると、2015年には25～39歳にみられていた「山」が2045年にはみられなくなることが予測されます。将来的に出生数の減少が加速します。

(2015年)



(2045年)



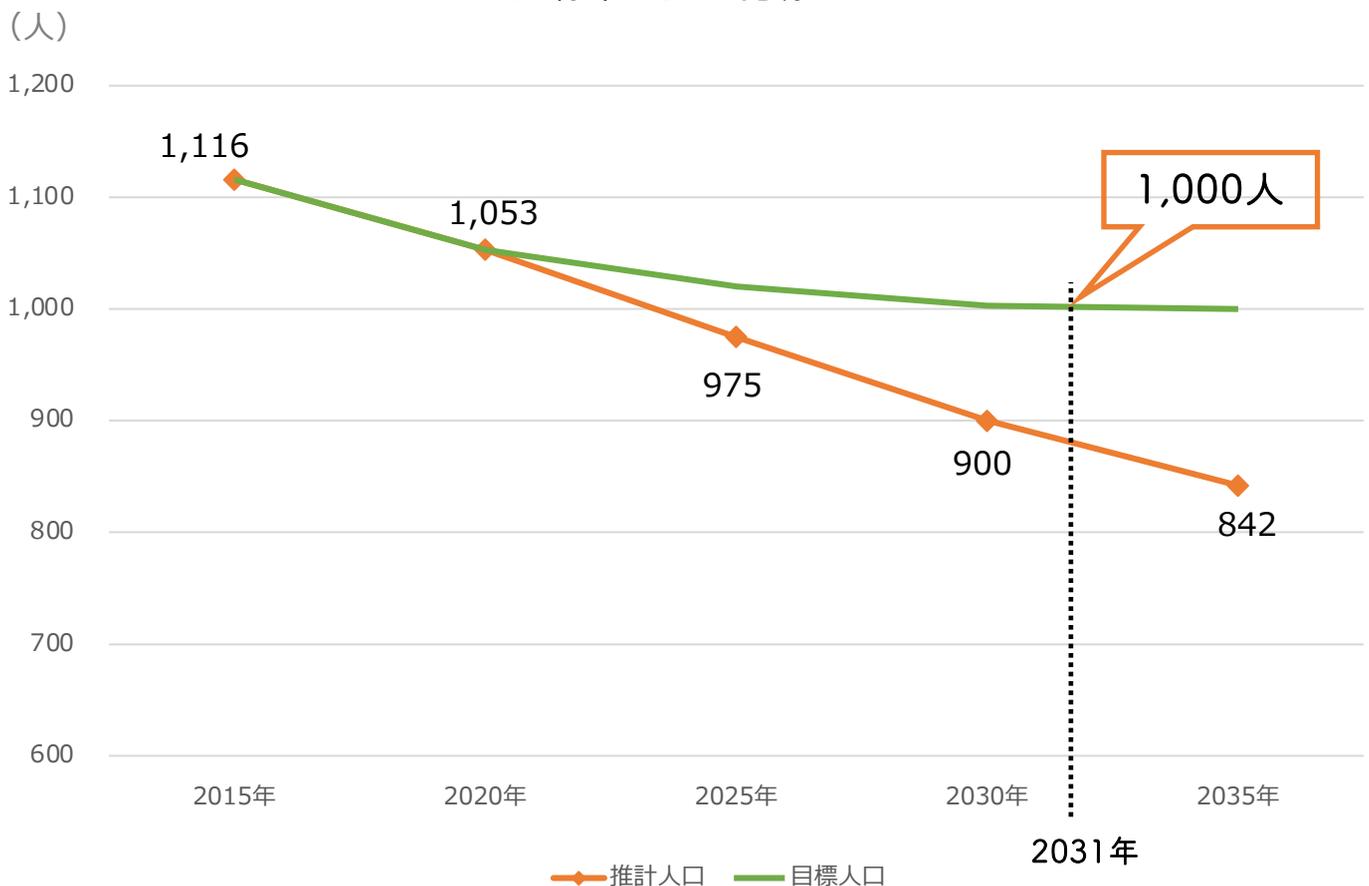
▲ 人口ピラミッドの変化（上：2015年、下：2045年）

## ➤ 2-2. 将来の人口指標

本計画では、前述の推計人口を踏まえた上で、村のさまざまな施策による効果を背景に人口減少が抑制されることを想定し、計画終了時の令和13年（2031年）には1,000人の人口を確保することを目標とします。

		国勢調査		推計人口			目標人口
		平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和13年 (2031年)
人口総数		1,116	1,053	975	900	842	1,000
0～14歳	人口	119	104	100	85	79	100
	構成比	10.7%	9.9%	10.3%	9.4%	9.4%	10.0%
15～64歳	人口	630	576	538	485	457	550
	構成比	56.5%	54.7%	55.2%	53.9%	54.3%	55.0%
65歳以上	人口	367	373	337	330	306	350
	構成比	32.9%	35.4%	34.6%	36.7%	36.3%	35.0%

▼ 将来の人口指標



### ➤ 2-3. むらづくりに関する住民アンケートについて

本計画の策定にあたっては、16歳以上の住民全員を対象とする住民アンケート調査を各町内・地区班長のご協力を得ながら実施し、これまでのむらづくりに関する住民の評価や今後のむらづくりに関する意向等を把握しました。

調査対象：16歳以上の村民（特養入所者を除く）

調査手法：配布は郵送、回収は各町内・地区班長による

調査期間：令和3年2月5日～2月16日以降順次回収（最終回収3月11日）

配布数：856票

回収数：672票

回収率：78.5%

### ➤ 2-4. アンケート結果

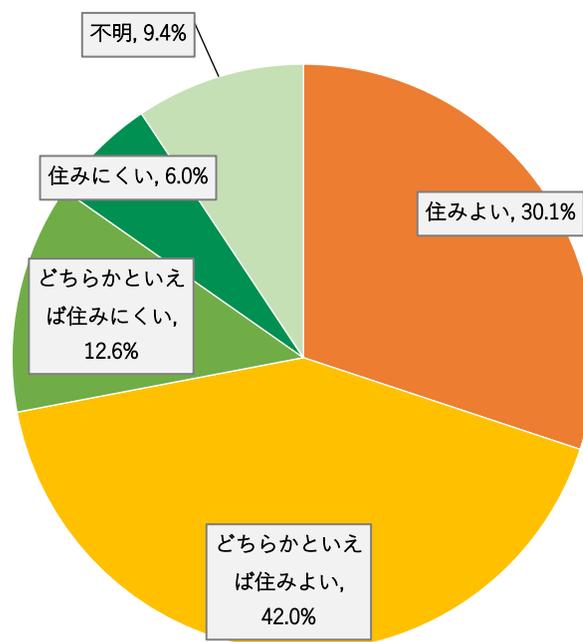
#### (1) 村の住みよさ

村の住みよさを総合的にたずねた設問ですが、「住みよい」「どちらかといえば住みよい」を合計すると、7割以上の方が西興部村を住みよいと感じています。これは、比較的高い評価といえます。

しかしながら、2010年の前回アンケートでは8割近い方が「住みよい」「どちらかといえば住みよい」と回答しており、評価は若干下がっているといえます。

また、年齢別にみると、39歳以下の3割近い方が「住みにくい」「どちらかといえば住みにくい」と回答しています。こうした若年層の意見も取り入れ、今後の居住環境や労働環境の整備をしていくことが重要となります。

▼ 村の住みよさ

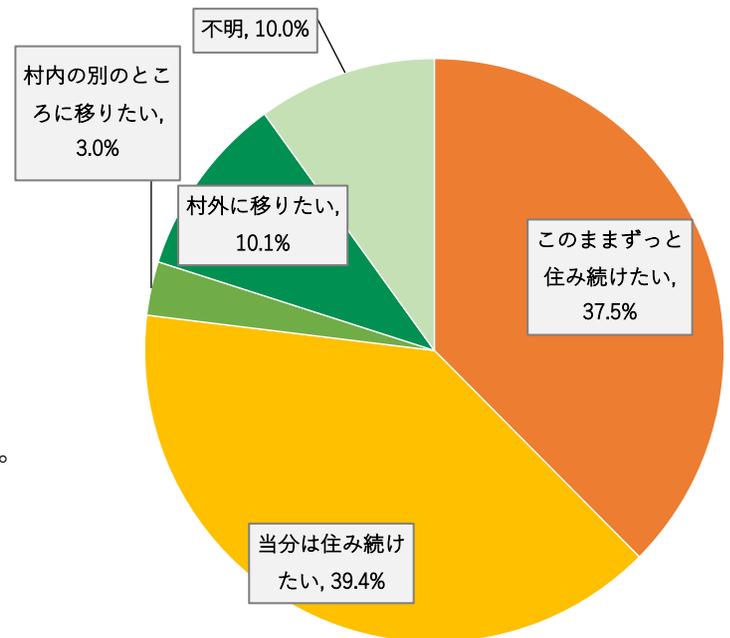


## (2) 村への定住意向

村に住み続けたいかどうかの設問ですが、「このままずっと住み続けたい」「当分は住み続けたい」との回答が、8割弱を占めています。これは、前回アンケートの回答とおおよそ同じ結果となっています。

また、年齢別にみると、39歳以下の2割近い方が「村外に移りたい」と回答しています。村の住みよさに対する評価と合わせて、今後の重要な課題となります。

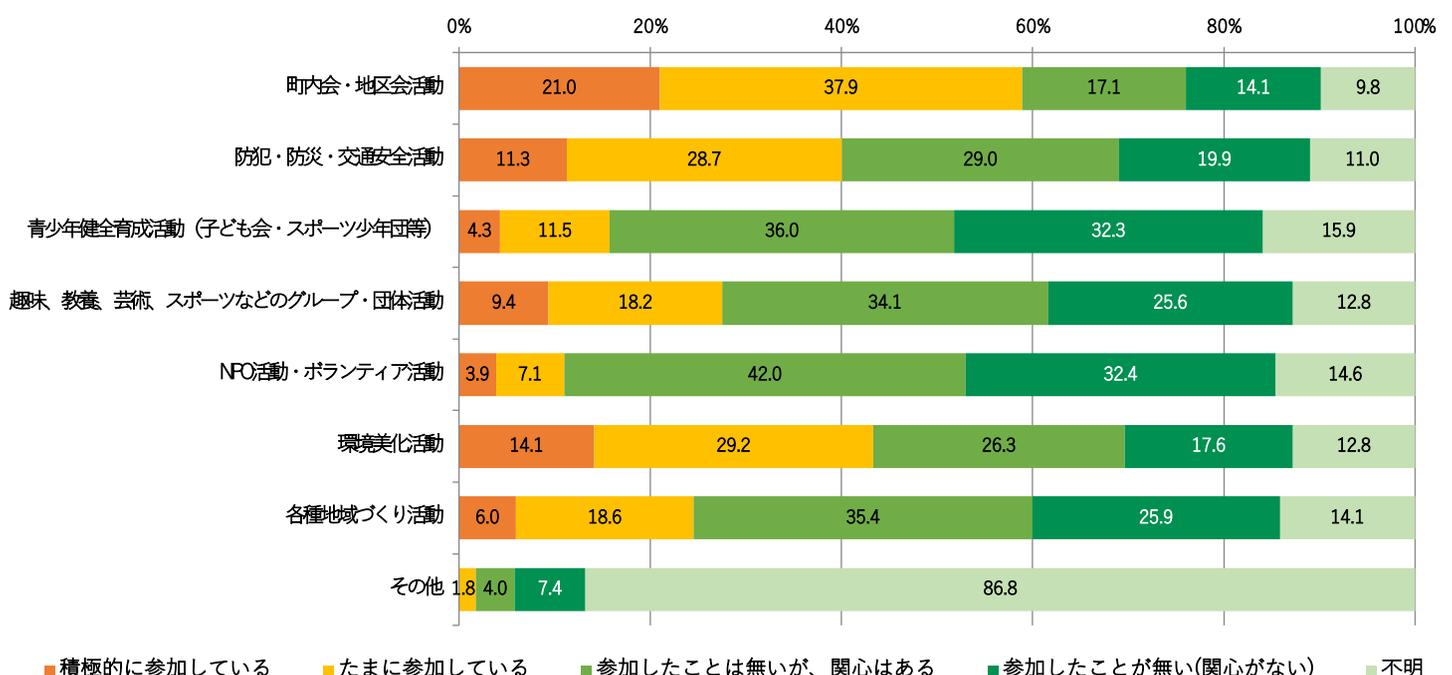
▼ 村に住み続けたいか



## (3) 地域コミュニティへの参加意向

地域活動にどの程度参加しているかの評価では、「町内会・地区会活動」に参加している方が7割となっています。他の活動への参加は少ないですが、どの項目も「参加したことは無いが、関心はある」という方が2～4割程度の結果となりました。この結果より、住民は、村の取り組みや地域コミュニティ参加に意欲的だと考えられます。

このような方たちが積極的にコミュニティに参加できる機会の創出に努め、より多くの住民が村政に関心をもち、むらづくりへ参加できる仕組みづくりが重要です。

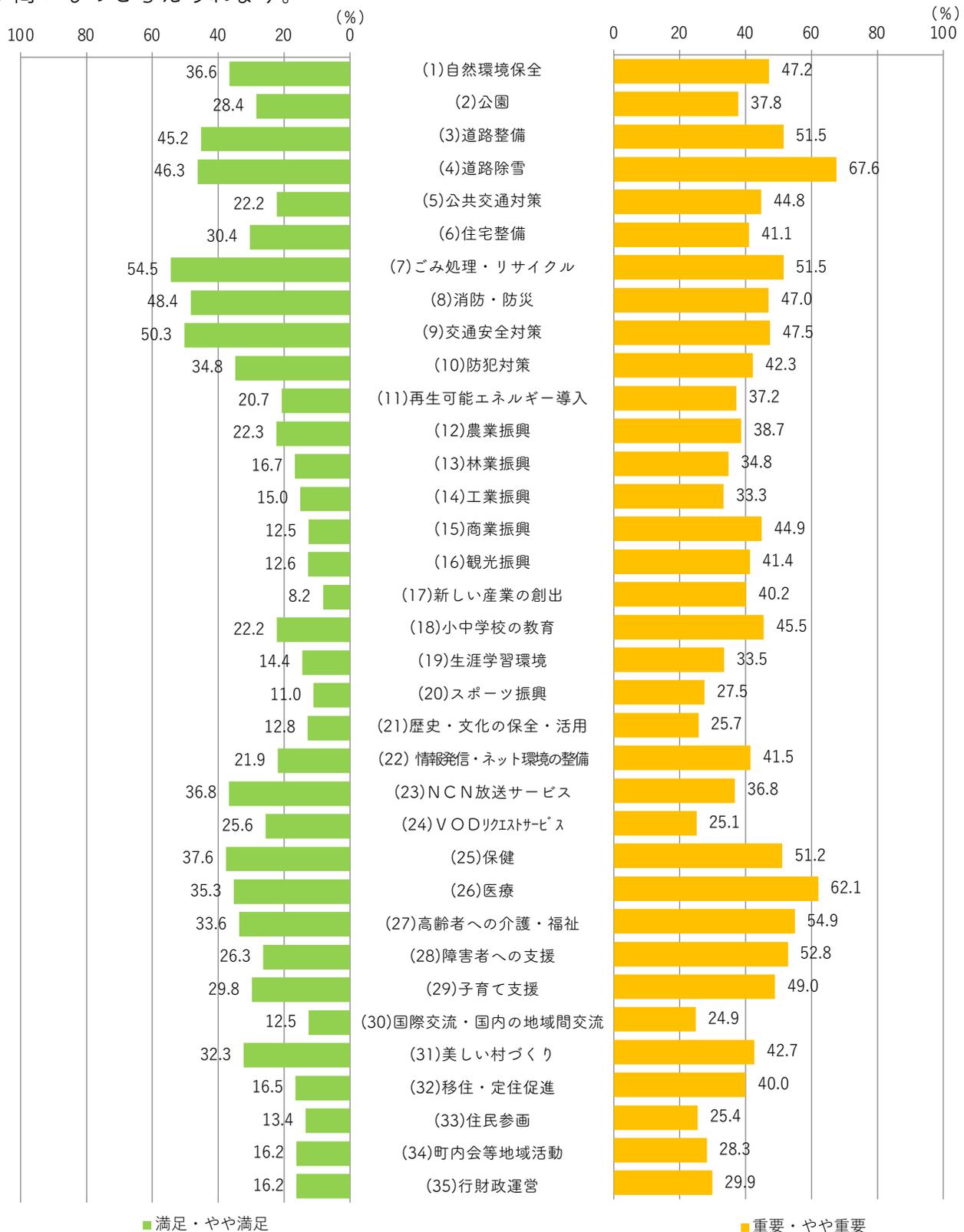


## (4) 生活環境等の各種分野別の評価（満足度と重要度）

満足度と重要度の2つの点からの評価は、ごみ処理・リサイクルや交通安全対策などの生活環境について比較的満足度が高くなっています。

しかし、除雪、医療、高齢者への介護・福祉、障がい者への支援といった分野については、住民が重要視している分野ではありますが満足度は低い状況です。

冬場を中心とする移動・交通手段の確保や、福祉・医療を含めた安心・安全面へのニーズが高いものと考えられます。



## ➤ 2-5. むらづくりの方向性

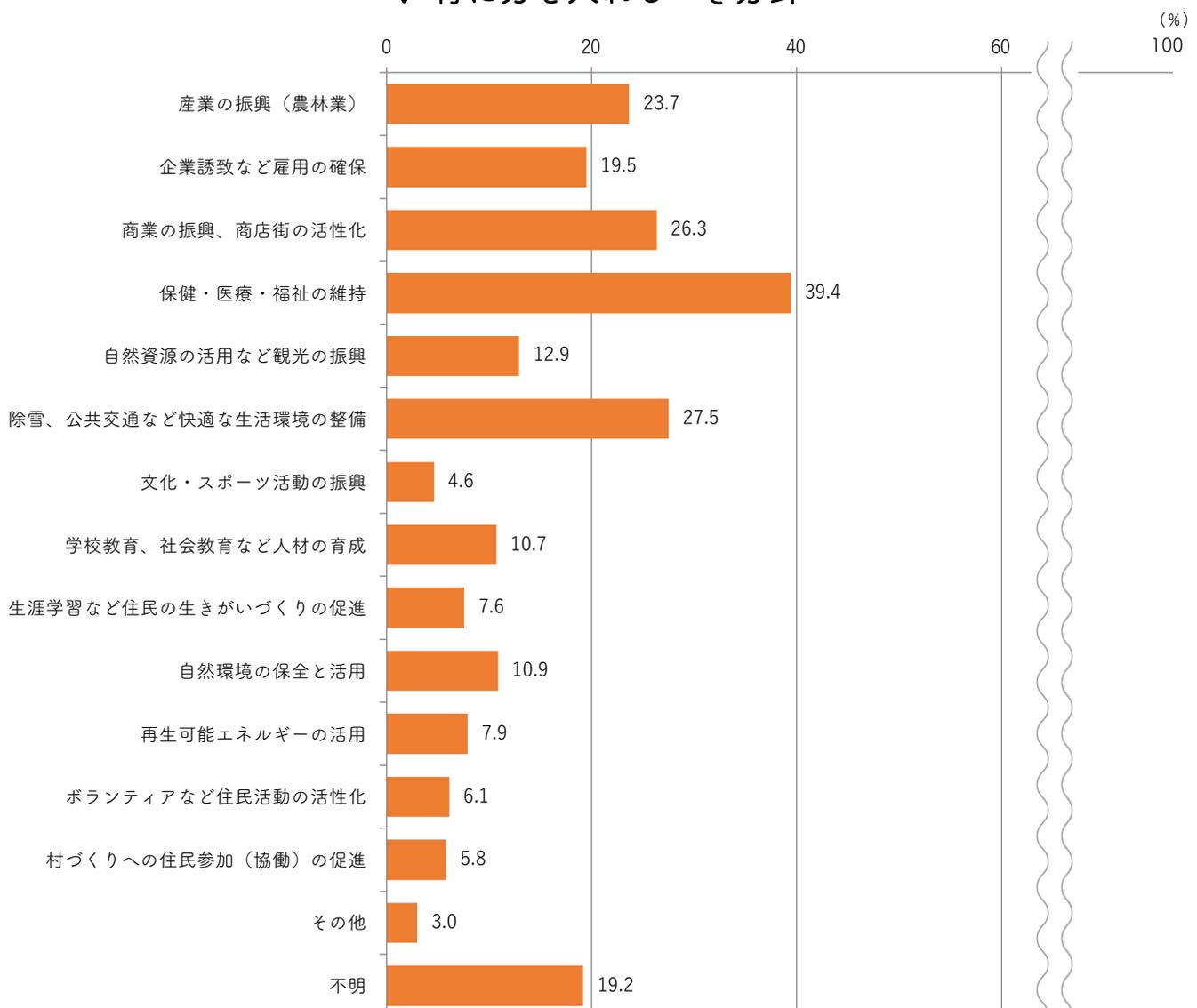
### (1) 行政サービスのあり方

今回のアンケートでは、住民は、行政が特に力を入れるべき方針として「保健・医療・福祉の維持」を望んでいます。また、「除雪、公共交通などの快適な生活環境の整備」にも関心が高まっており、安心・安全な生活基盤へのニーズが高いものと考えられます。

現在の村の高齢化対策や、人口減少対策にむけた移住定住の促進のためには、これらの意見を反映させ、村で暮らし続けたいと願う誰もが健康で快適な生活が送れるような、住民目線による環境整備が重要となります。

また、「商業の振興、商店街の活性化」「産業の振興（農林業）」についても期待が見られます。地域経済の強化が重要となります。

#### ▼ 特に力を入れるべき方針

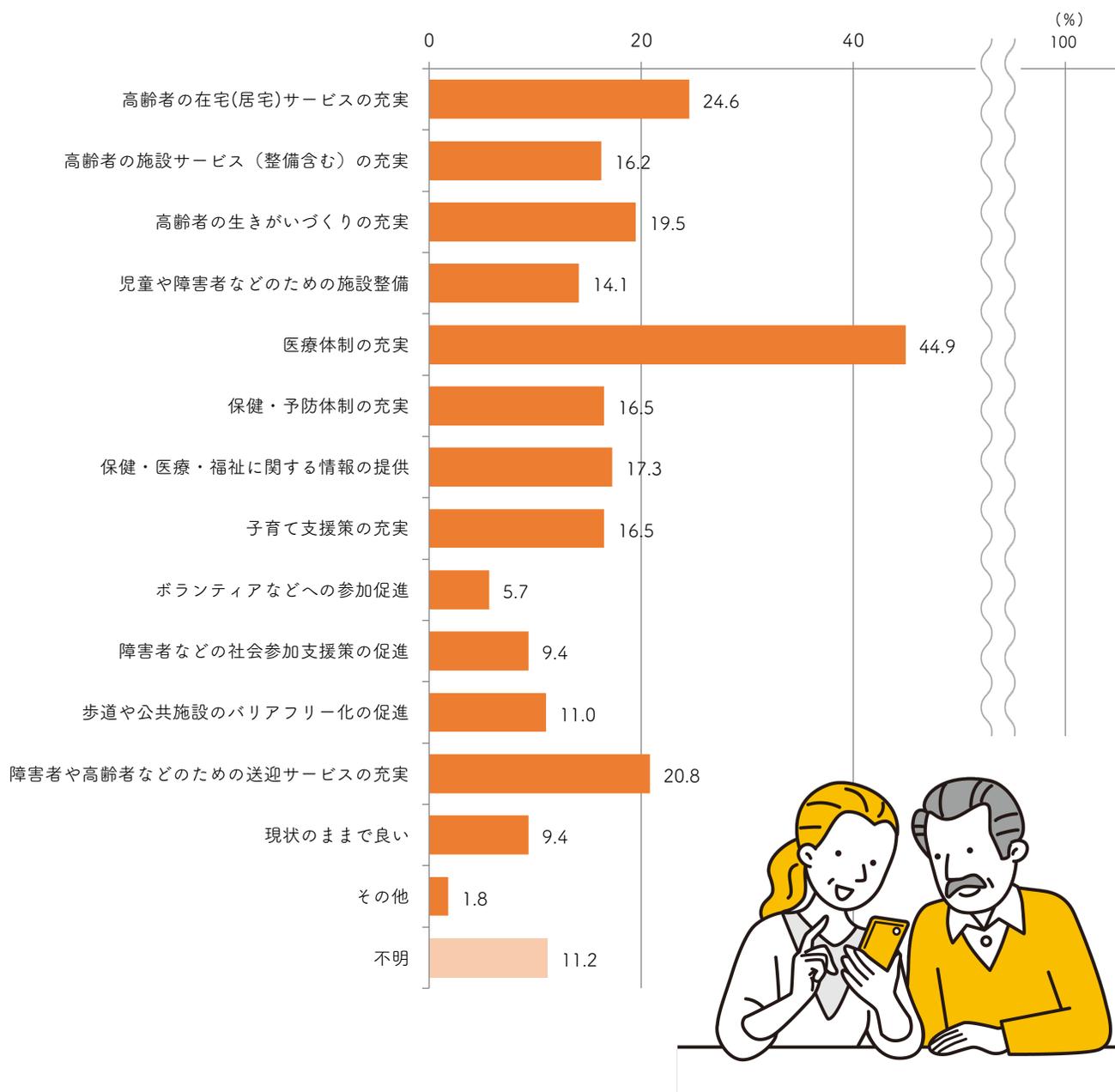


## 第2章 ✨ むらの現状とむらづくりに関する住民意向

なお、保健・医療・福祉の維持において特に重要な点として住民が関心を寄せているのは、「医療体制の充実」です。

「高齢者の在宅（居住）サービスの充実」や「障がい者や高齢者などのための送迎サービスの充実」なども重要とされていますが、全村民の健康を守るサービスを維持向上させることが求められています。また、この分野の充実は、若年層や子育て世代が長く定住することにもつながります。

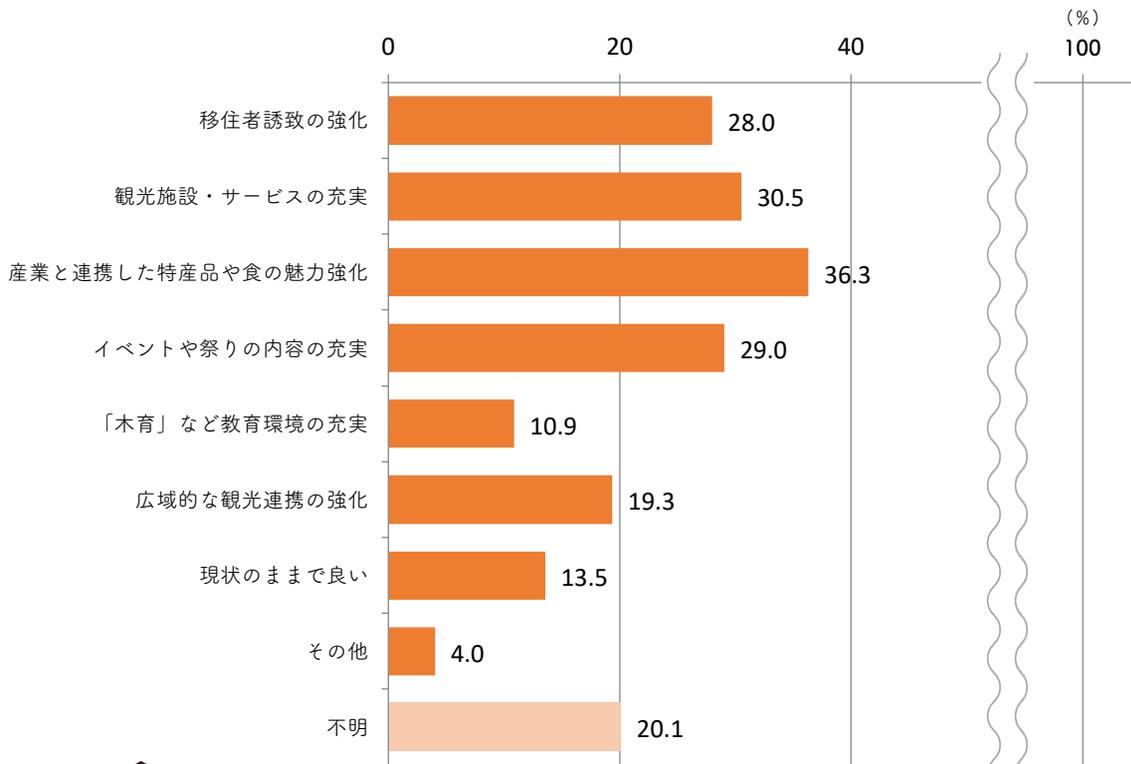
### ▼ 保健・医療・福祉の充実に重要なこと



## (2) 村が今後力を入れるべきこと

村の魅力向上にむけて特に力を入れるべきこととして、「産業と連携した特産品や食の魅力強化」「観光施設・サービスの充実」「イベントや祭りの内容の充実」「移住者誘致の強化」への関心が高まっています。地域の魅力を高め、効果的に伝えることで移住定住につなげていくことが期待されていると考えられます。

▼ 村が今後力を入れるべきこと





— 第3章 —

むらづくりと  
SDGsについて



## ➤ 3-1. むらをとりにまわ社会情勢とSDGs

西興部村では人口減少と少子高齢化が進行していますが、この流れは日本全国で進んでいます。これに伴い、各地において、農林水産業を含めた地域の産業維持が課題となり、同時に交通機能や医療福祉機能、商業機能といった住民生活の維持についても課題が顕在化しています。

一方で、世界全体に目を向ければ、人口は増加し続けており、地球規模で人や物、資本が行き交うグローバル経済が進んでいます。先進国と開発途上国との間では経済格差が生じ、開発途上国における貧困、飢餓、保健等の社会問題を引き起こしたり、資源枯渇や環境破壊が進行し、将来的な成長の源泉が失われることも増えています。さらに、気候変動や自然災害、感染症といったあらゆる国に共通する危険性も高まっている状況です。

こうした状況に対し、2015年に国連の全ての加盟国が合意して定めた目標がSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）です。これは、あらゆる国や地域において「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指すための世界共通の目標です。国、地域、企業、団体などあらゆる主体が、2030年を達成年限とし、17の目標に分類して課題を網羅的に確認し、よりよい未来のために統合的に解決に取り組むよう求められています。

日本においても、所得格差や医療福祉サービスの不足、森や海など自然資源の劣化といった課題が見られるなかで、政府としてもSDGsの達成に向けて自治体や企業等が自ら取り組むよう推進しています。

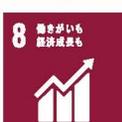
西興部村においても、これまで既にSDGs達成に資する多くの取り組みを実施してきたところですが、これを機に改めて課題を確認し、政府の制度や支援を活用しながら積極的にSDGsの達成に向けて取り組んでいきます。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 3-2. 第5期総合計画とSDGs

第5期総合計画においては、将来ビジョンの各分野別目標や各施策がSDGsの達成にどのように資するのか村民のみなさんにイメージを掴んでいただけるように、各分野別目標および各施策のページに、SDGsの17目標のうち該当するアイコンを付しています。

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細	
 <p><b>1 貧困をなくそう</b></p>	<p><b>目標1【貧困】</b> あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
 <p><b>2 飢餓をゼロに</b></p>	<p><b>目標2【飢餓】</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
 <p><b>3 すべての人に健康と福祉を</b></p>	<p><b>目標3【保健】</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
 <p><b>4 質の高い教育をみんなに</b></p>	<p><b>目標4【教育】</b> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p><b>5 ジェンダー平等を實現しよう</b></p>	<p><b>目標5【ジェンダー】</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>
 <p><b>6 安全な水とトイレを世界中に</b></p>	<p><b>目標6【水・衛生】</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p><b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b></p>	<p><b>目標7【エネルギー】</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>
 <p><b>8 働きがいも経済成長も</b></p>	<p><b>目標8【経済成長と雇用】</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
 <p><b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b></p>	<p><b>目標9【インフラ、産業化、イノベーション】</b> 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
 <p><b>10 人や国の不平等をなくそう</b></p>	<p><b>目標10【不平等】</b> 国内及び各国間での不平等を是正する</p>
 <p><b>11 住み続けられるまちづくりを</b></p>	<p><b>目標11【持続可能な都市】</b> 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p><b>12 つくる責任 つかう責任</b></p>	<p><b>目標12【持続可能な消費と生産】</b> 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
 <p><b>13 気候変動に具体的な対策を</b></p>	<p><b>目標13【気候変動】</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p><b>14 海の豊かさを増そう</b></p>	<p><b>目標14【海洋資源】</b> 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p><b>15 陸の豊かさも守ろう</b></p>	<p><b>目標15【陸上資源】</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p><b>16 平和と公正をすべての人に</b></p>	<p><b>目標16【平和】</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p><b>17 パートナリシップで目標を達成しよう</b></p>	<p><b>目標17【実施手段】</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

— 第4章 —

むらづくりの  
基本理念



## 第4章 ✨むらづくりの基本理念

第4期西興部村総合計画においては、長期的・普遍的なむらづくりの根本的な考え方・方向性を示すものとして4つの基本理念が掲げられていました。

第5期西興部村総合計画では、これらを基本的に踏襲した上で、今後の長期的課題として明らかになっている人口減少や人材確保、産業維持を解決する視点を盛り込み、次の5つをむらづくりの基本理念として掲げます。

### むらづくりの基本理念

- ✨ スモール・メリットを活かしたむらづくり
- ✨ あらゆる資源を活かし育てるむらづくり
- ✨ 安全・安心に暮らせるむらづくり
- ✨ 住民とのパートナーシップによるむらづくり
- ✨ 若者がいきいきと働き、集まるむらづくり



### スモール・メリットを活かしたむらづくり

私たちの暮らす西興部村は、人口規模の小さな村です。小さな村には、大きな都市にはない魅力やメリットがたくさんあります。

私たちは、こうした小さな村ならではの魅力やメリットをスモール・メリットとして捉え、その良さを活かしながら、村に暮らす私たち一人ひとりの暮らしに視点をあてた、人にやさしいむらづくりを進めます。

### あらゆる資源を活かし育てるむらづくり

先人が育て残してくれた豊かな森林や動植物などの自然環境、酪農やギター工場、山菜加工場などの産業、充実した高齢者福祉施設や地域情報基盤などの各種施設、そして、そこに住む一人ひとり、これらすべては西興部村に暮らす私たちの資源です。

これらのあらゆる資源を有効に活用しながら、私たちの暮らしがより便利で快適なものとなるように、ソフト施策の充実を図りつつ、夢のあるむらづくりを進めます。

### 安全・安心に暮らせるむらづくり

安心して暮らすことは、常に誰もが心から願っています。西興部村は、幸いに全国でも珍しいほど自然災害の発生が少ない村です。こうした気候や地理的条件に恵まれた私たちの暮らす村の優位性に加えて、悪質な犯罪や交通事故も少なく、田舎特有の人の優しさや心の安らぎを大切に、誰もがいつでも元気で暮らせる安全・安心なむらづくりを進めます。

### 住民とのパートナーシップによるむらづくり

これからのむらづくりは、行政だけではなく、村に暮らす私たち住民とのパートナーシップが不可欠です。こうした住民と行政とのパートナーシップに基づき、私たち一人ひとりの理想と夢を実現・支援できるむらづくりを進めます。

### 若者がいきいきと働き、集まるむらづくり

これからの人口減少社会においては、あらゆる面で村の活力の支えとなる若い力の確保が重要です。やりがいを感じられ、活躍できる働く場を整え、夢を実現したい若者が多く集まるむらづくりを進めます。

— 第5章 —

将来ビジョン  
(分野別目標)



## 第5章 ✨ 将来ビジョン（分野別目標）

将来ビジョンとは、第5期西興部村総合計画の計画期間が終了する10年後の到達目標として「むらがどのような状態になっていることを目指すのか」を示すものです。

全世界で持続可能な社会を目指す目標であるSDGsの視座を取り入れ、現状からの積み上げに限らない、むらのあるべき姿・ありたい姿を7項目で表現しています。

### 分野別目標 1

## 誰もが住み慣れた場所で豊かに暮らせるむら



誰もが住み慣れた家や地域で豊かに暮らせるよう、買い物や移動などの生活機能の維持向上を実現します。

### 分野別目標 2

## 出産も子育ても介護も医療も安心できるむら



誰もが医療福祉のサービスを安心して享受できる環境を整え、子どもから高齢者まですべての人がむらの中で互いに支え合うむらづくりを実現します。



## 分野別目標 3

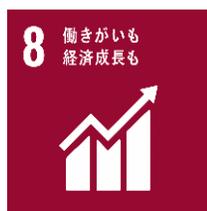
### 個に応じた特色ある教育を受けられるむら



全ての村民に生涯にわたり学習（スポーツ・文化含む）する機会を提供し、特に次代を担う子どもたちが、むらの歴史・文化を理解し、むらに誇りを抱きながらそれぞれの夢を目指して学ぶことのできる教育の仕組みを実現します。

## 分野別目標 4

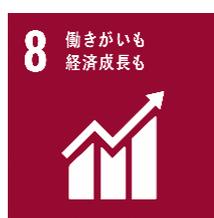
### 新しい産業の創造と人材誘致の仕組みが 整っているむら



常に変化する経済環境に対応し、むらの新たな可能性を引き出していく産業の創造と人材誘致の仕組みを整え、新しい活力を生み出し続けるむらづくりを実現します。

## 分野別目標 5

### 農林業の生産加工基盤が安定しているむら



豊富な農林資源を活用しながら、産業を維持拡大させ、雇用や地域活力を維持増大させることが継続的にできるよう、生産加工基盤の強化を実現します。

### 分野別目標 6

## 美しい自然環境と生活環境が保たれているむら



むらを形成する自然は将来にわたる財産であることを認識し、豊富な自然環境において快適性を享受できる生活環境の形成を進め、自然環境と生活環境と村民の生活が調和した、美しく快適で安全なむらづくりを実現します。

### 分野別目標 7

## 住民と行政の協働が根付くむら



自律的で安定的かつ持続可能な行財政運営の下で、村民一人ひとりがむらの構成員としてそれぞれの役割を担いながら、主体的にむらづくりや地域活動に参加することにより、協働のむらづくりを実現します。



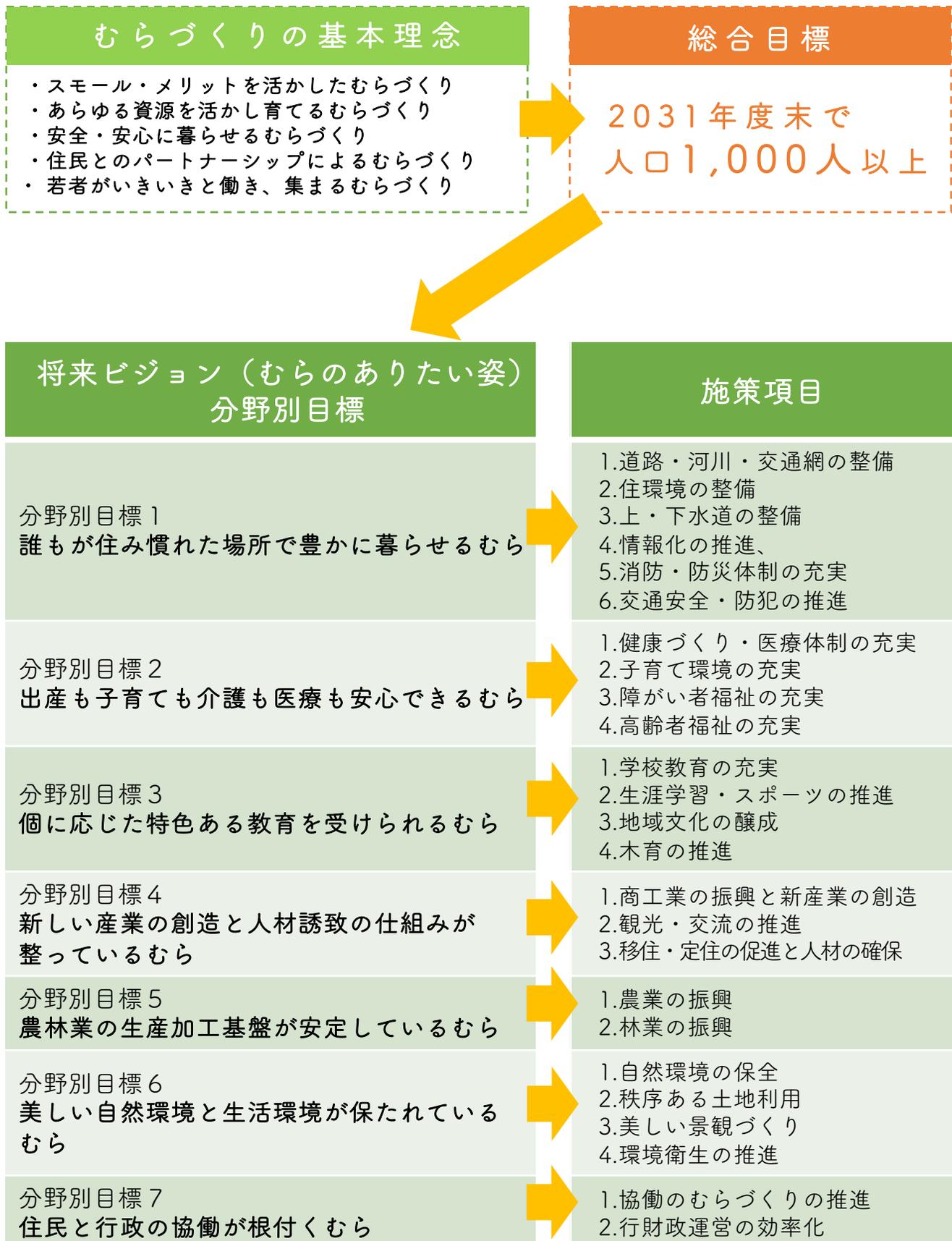
— 第 6 章 —

基本計画



## 第6章 ★ 基本計画

西興部村が将来ビジョン（むらのありたい姿・分野別目標）に沿って体系的に施策をすすめることを示すため、各分野別目標のために必要となる施策項目を基本計画にまとめています。



## 分野別目標 1

### 誰もが住み慣れた場所で豊かに暮らせるむら

誰もが住み慣れた家や地域で豊かに暮らせるよう、買い物や移動などの生活機能の維持向上を実現します。

この分野別目標に関連するSDGsのゴール



番号	施策項目	ページ
1-1	道路・河川・交通網の整備	42
1-2	住環境の整備	46
1-3	上・下水道の整備	49
1-4	情報化の推進	51
1-5	消防・防災体制の充実	54
1-6	交通安全・防犯の推進	57



## ➤ 1-1. 道路・河川・交通網の整備

### 施策をとりまく状況

- 本村はJR名寄本線の廃止以降、医療機関への搬送をはじめ、人の移動、物流のすべてを道路（国道239号と道道遠軽雄武線及び道道中藻興部興部線）に依存しています。このため、近年では道道遠軽雄武線の線形改良など安全性の向上が図られましたが、引き続き安全で円滑な交通の確保を図っていくためには、各管理者への改良等の要請も含め、道路・橋梁の保全など適切な維持管理が必要です。
- 二級河川興部川と藻興部川については、氾濫危険箇所の河川工事や土砂流出防止のための砂防事業を要請しているところであり、村道や村管理河川も適切な維持管理を実施していく必要があります。
- 冬期間の道路除排雪に対する住民意識は高く、きめ細やかな対応を求められる一方で将来的にオペレーターが高齢化し、現状の除雪体制を確保できなくなる可能性もあり、多くの課題があります。
- 公共交通については、名寄線代替バスをはじめ、スクールバスや地域バスを運行し、住民生活の足を確保しています。今後も、これらのバス運行を継続する必要がありますが、運行計画の見直しなど、運行を持続するための経費の削減が課題となっており、総合的な運行体制の見直しが必要です。



▲ 名士バス（名寄⇄興部）



▲ 地域バス

### ➤ 1-1. 道路・河川・交通網の整備

#### 施策の方針

- ① 利用頻度や危険性など優先順位を考え、効果的な道路・河川の整備、予防保全型の維持管理を進めます。
- ② 道路除排雪の体制を維持し、降雪・積雪による危険を回避し、快適な冬の暮らしの確保に努めます。
- ③ 高齢者や児童・生徒など交通弱者の村内移動手段を効率的に確保するとともに、村内外の往来手段確保に努めます。



#### 計画期間中に実施する主な事業

##### (1) 道路・河川の整備と維持管理

- 【拡充】 村道や普通河川施設の点検と各施設の修繕計画策定、災害を予防する維持と更新の実施、村民の意見を取り入れた改良を検討
- 【継続】 道道遠軽雄武線（上藻地区）線形改良の早期完了要請
- 【継続】 国道239号天北峠線形改良の早期完成要請
- 【継続】 交通安全対策強化（路面補修、草刈り、鹿対策）要請
- 【継続】 その他各管理者への構造的改善要請や維持管理要請

##### (2) 道路除排雪体制

- 【継続】 村道除雪体制の維持
- 【継続】 危険箇所の除排雪強化
- 【継続】 国道、道道の除排雪強化要請

##### (3) 地域交通の確保

- 【継続】 名寄線代替バス及び村内各種バスの運行維持
- 【継続】 オホーツク紋別空港の利用促進

### ➤ 1-1. 道路・河川・交通網の整備

#### 村民ができること

- ◆ 身近な道路の草取りやゴミ拾いをしましょう。
- ◆ 道路や河川施設の異常を発見したときは管理者へ情報提供することで、重大事故を防ぎましょう。
- ◆ 除雪の支障となる路上駐車や道路に雪出しをしないようにしましょう。
- ◆ バスなどの公共交通機関を積極的に利用しましょう。

- 村道をはじめ国道や道道、河川において、村民個々の生活に関わる身近な部分について『村民ができること』を心がけることで安心安全で快適な暮らしを実現できることとなります！
- オホーツク紋別空港の利用促進は、路線維持だけでなく、ホテル森夢の利用促進にも寄与します！



▲ ホテル森夢



➤ 1-1. 道路・河川・交通網の整備



【道路工事】

道路施設の適切な管理を実施



【河川工事】

河川施設の適切な管理を実施



【道路除排雪】

安全な冬の暮らしを確保



【交通確保】

オホーツク紋別空港の利用促進

### ➤ 1-2. 住環境の整備

#### 施策をとりまく状況

- 本村では人口減少と少子高齢化、核家族化が進んでおり、世帯数は平成12年をピークに減少に転じています。また、世帯の小規模化も進んでおり、特に高齢世帯が増加していることから、少子高齢化に対応した住宅施策や高齢者が安心できる住環境整備が必要です。
- 村内に民間アパート等がほぼないため、公的賃貸住宅に居住する割合が非常に高く、持ち家に居住する割合を上回っています。今後も民間アパート等の建設は見込まれないため、その需要はますます高くなると考えられます。公的賃貸住宅の大部分を占める公営住宅は、昭和から平成初期に供給されたストックが更新や改善の時期を迎えており、効率的・効果的な事業を進めて適切な維持管理を継続していく必要があります。
- 若年層や子育て世代の定住できる環境を促進するため、持ち家建設奨励補助金や指定宅地の無償貸し付けなど定住促進を支援して、若い世代が将来にわたって暮らせる住宅づくりを進める必要があります。



### ➤ 1-2. 住環境の整備

#### 施策の方針

- ① 公営住宅等長寿命化計画に基づき、高齢者、子育て世帯、若者単身者など各世代の需要に応じた公営住宅提供を進めます。
- ② 定住促進に向けた中古住宅等の流通・活用強化を進めます。



#### 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 公営住宅等の整備充実
  - 【継続】 公営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な建替えや改善
  - 【継続】 外壁や屋根（屋上）、給排水設備等の修繕
- (2) 民間住宅に対する支援
  - 【継続】 持ち家建設に対する支援
  - 【拡充】 中古住宅の仲介、斡旋の方法の見直し、取得に対する支援
  - 【継続】 安心・快適な住宅環境整備（リフォーム）に対する支援
  - 【継続】 空き家解体に対する支援



## ➤ 1-2. 住環境の整備

### 村民ができること

- ◆ 公営住宅での生活にあっては、入居者としてのモラルを持ち、入居条件を遵守しましょう。
- ◆ 利用見込みのない空き家は除却するよう努めましょう。



**【公営住宅の建設】**  
更新時期による建替え

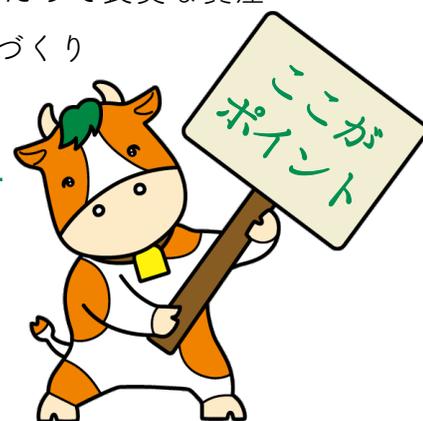


**【公営住宅の改善】**  
適切な周期で実施



**【定住を促進】**  
持ち家建設を支援

子どもから高齢者まで、すべての村民が安全に安心して住み続けられるために、将来にわたって良質な資産となるような住宅づくりを目指します！





## ➤ 1-3. 上・下水道の整備

### 施策をとりまく状況

- 本村の水道は、昭和46年に給水が開始され、当初は市街地のみでの供給でしたが、昭和59年に奥興部地区、平成6年に六興・中興部・忍路子地区、平成17年に札滑地区と統合・拡張を進めてきました。浄水場施設は平成18年に新たな浄水場を整備し、安定した供給を続けております。また、農村地域では老朽化した上藻・中藻地区の営農用水施設を更新中で、令和7年に完成予定です。このように比較的新しい施設ではありますが、配水管や弁栓等は当初のままの部分もあり、随時更新を行いながら適切な維持管理のもと、安全で良質な水の供給に努める必要があります。
- 本村の下水道は、平成10年11月に下水処理場の運転を開始し、その後順調に整備を進め、令和2年度末の整備率は86.2%（整備面積69ha/全体計画面積80ha）、水洗化率は97.6%となっています。今後も適切な維持管理のもと、施設の長寿命化計画を策定し、適切な改築・更新を計画的に進めるとともに、農村地区においては合併浄化槽の普及を促進し、清らかな河川を次代に引き継ぐ必要があります。

### 私たちの暮らしにおける水の循環



### ➤ 1-3. 上・下水道の整備

#### 施策の方針

- ① 水道の安定的な供給とともに、水道施設の計画的な改修等を進めます。
- ② 下水道施設の適正な維持管理を進めます。



#### 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 水道の安定供給と水道施設の計画的な改修  
【継続】老朽管の更新
- (2) 下水道施設の適正な維持管理  
【継続】下水道施設長寿命化改築・更新事業の実施  
【継続】下水道処理区域外の合併浄化槽の普及

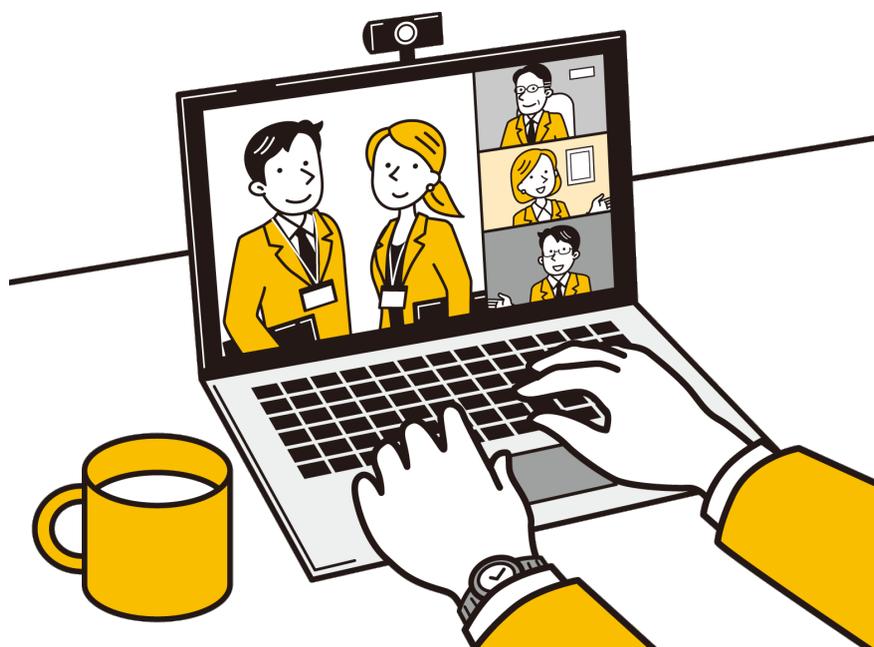
#### 村民ができること

- ◆ 油や異物を流さないなど、水の保全や下水処理の意識を高めましょう。
- ◆ 下水道処理区域外では、合併浄化槽の設置に取り組みましょう。

### ➤ 1-4. 情報化の推進

#### 施策をとりまく状況

- 全家庭への光ファイバー網整備による光伝送路を基盤とした、超高速インターネットブロードバンドサービスの推進や公共施設などへの無線LAN（※1）の普及など情報通信基盤及び利用サービスの充実を図ってきました。今後はソーシャルディスタンス等コロナに強い新生活スタイルに配慮し、新たに始まるデジタル社会、多様化するサービスに対応するため情報基盤の継続した整備が必要になっています。
- デジタルサービスの推進と向上により、インターネットを活用したスマートフォンやタブレット等のデジタル媒体の利用・活用が重要となっていきます。
- デジタルトランスフォーメーション（※2）の推進に伴い、今後進んでいく社会のデジタル化、技術の革新に合わせた災害情報等の提供・周知方法を整備していく必要があります。



### ▶▶ 1-4. 情報化の推進

#### 施策の方針

- ① インターネットやデジタル技術を積極的に活用して行政サービスの充実を図るとともに、村民の利用促進を図ります。
- ② インターネットを利活用した中継放送など時代に即したシステムの活用と活用方法の多様化に対応します。
- ③ 地上デジタル放送の継続と音声告知放送等、村有線放送設備の維持管理を継続実施し、村民への安定的なサービス提供を引き続き図っていきます。



#### 計画期間中に実施する主な事業

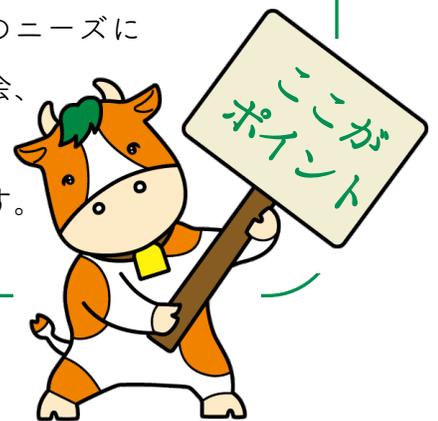
- (1) デジタル技術の積極的な活用
  - 【拡充】 SNS（※3）の活用・普及推進
  - 【拡充】 公共施設における無線LAN環境の充実  
（更なる回線スピードの向上：ギガ（※4）化）
  - 【新規】 デジタルサービスに対応するためスマートフォンやタブレット操作普及の推進
  - 【新規】 SNS等を活用した災害情報の提供
- (2) 放送メディアの多樣的対応
  - 【新規】 インターネットを利活用した中継放送の実現  
（Web会議システム（※5））
  - 【継続】 NCN放送を利用した情報発信
  - 【拡充】 リクエスト放送の充実（懐かしの映像等を住民から募る）
  - 【継続】 データ放送（※6）の普及推進  
（紙媒体からデジタル情報発信へ）

### ▶▶ 1-4. 情報化の推進

#### 村民ができること

- ◆ スマートフォンやタブレット等の講習会に参加し操作を習得しましょう。
- ◆ SNSを活用し村内の名所・活動のPRや趣味趣向を共有しましょう。

スマートフォンやタブレット等の情報処理端末操作を習得する事により、国が示すデジタル社会のビジョン「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」に基づいた行政等の各種オンライン手続きサービスが受けられるようになります。



#### 用語説明

##### ※1 無線LAN

ケーブルを使わずにデータのやり取りを行う方法。

##### ※2 デジタルトランスフォーメーション（DX）

デジタル技術による生活やビジネスの変革。

##### ※3 SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略。TwitterやFacebookなどインターネットを利用してコミュニケーションが取れるサービスのこと。

##### ※4 ギガ

インターネットの回線速度の単位、高画質の動画（映画）の再生、音楽や動画のダウンロードなど、大容量データの取扱いに適している。

##### ※5 Web会議システム

遠隔拠点とインターネットを通じて映像・音声のやり取りや、資料の共有などを行うことができるコミュニケーションツールのこと。

##### ※6 データ放送

暮らしに役立つ情報などが見ることのできる機能。テレビのdボタンを押すことで視聴可能。

### ➤ 1-5. 消防・防災体制の充実

#### 施策をとりまく状況

- 火災は過去10年で5件発生し、失火による火災が4件発生しているため関係団体と連携し、火災予防思想の普及と防火意識を高める必要があります。また火災・災害時にはマンパワーが必要であり、消防団員の確保と活動時に使用する装備・消防車・消防施設等の計画的な更新が必要です。
- 救急は過去10年平均約60回で、年々増加傾向にあります。村民の高齢化に伴い今後も増加することが予想され、救急体制強化と装備の拡充・更新を計画的に進める必要があります。
- 平成25年に消防無線デジタル化となり、令和5年で10年が経過し無線機器の更新時期となることから消防組合と連携し整備を図ります。
- 東日本大震災や胆振東部地震、局地的な豪雨など近年全国各地で大規模な自然災害が発生しており、住民の災害に対する意識は高まっていますが、自然災害の極めて少ない本村でも、高まりつつある住民の防災意識を今後も持続していくため、日頃からの防災意識の啓発が重要です。
- こうした状況の中で、近年の災害発生状況を踏まえた防災計画の見直しが課題となっており、また、高齢化の進行により災害弱者・災害時要援護者等の支援体制の充実や台風や異常気象等による災害の発生に備えた危険箇所の把握と周知など、きめ細かな対応が求められています。



### ➤ 1-5. 消防・防災体制の充実

#### 施策の方針

- ① 消防防災体制や救急活動体制の充実と、住民とともに歩む消防行政の確立を図ります。
- ② 災害に備えた危機管理意識の普及と体制の充実を図ります。



#### 計画期間中に実施する主な事業

##### (1) 消防・救急体制の充実

【継続】火災予防思想の普及活動と防火意識の普及活動

【継続】消防団員の確保

【拡充】安心安全な救急体制の充実

【拡充】消防施設、消防車、装備品等の充実と計画的な更新

##### (2) 防災対策の充実

【継続】防災訓練や防災セミナーの実施

【拡充】ハザードマップの更新、作成・配付

【継続】地域防災計画・水防計画の見直し

【継続】災害時対応資機材等備蓄品の整備

【拡充】避難施設の充実

【拡充】災害時要援護者の支援体制の充実



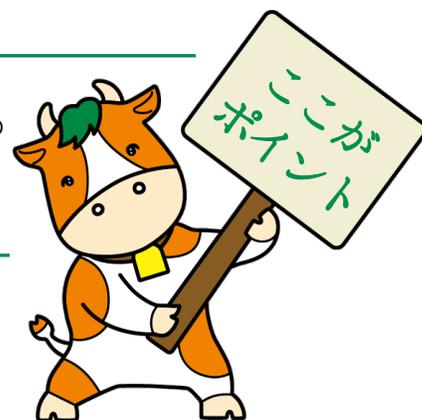
## ➤ 1-5. 消防・防災体制の充実

### 村民ができること

- ◆ 防火・防災訓練や講習会に積極的に参加しましょう。
- ◆ 日頃から危険箇所や避難場所を確認し、非常時に備えましょう。
- ◆ 各家庭で、防災用品や非常食を常備しましょう。



消防活動への理解と消防団入団などが行われれば、地域の防災力も強化され防災に強い街が作られます！



### ➤ 1-6. 交通安全・防犯の推進

#### 施策をとりまく状況

- 本村の交通事故死ゼロ連続記録は、令和元年9月21日に9,000日を達成し、現在は10,000日を目標（達成日：令和4年6月17日）に交通安全運動に取り組んでいます。交通事故のない明るい社会は、家庭や職場から交通安全意識の向上を図っていくことが最も重要です。これからも「交通事故死ゼロを永遠に」を住民の合言葉とし、地域ぐるみの運動をはじめ、関係機関や近隣自治体とも連携しながら、本村の交通事情、地域性に応じた交通安全運動を展開し、住民一人ひとりが、事故を起こさない、事故に遭わない意識の向上を目指して交通安全運動を推進していきます。
- 近年の犯罪は非常に巧妙な手口で、高齢者等を狙った振り込め詐欺などの被害が後を絶たない状況にあります。また、近隣自治体では子どもたちを狙う不審者が出没するなど身近な暮らしの安全が求められています。



### ➤ 1-6. 交通安全・防犯の推進

#### 施策の方針

- ① 事故を未然に防ぐために、意識の啓発、指導の強化、啓発看板等の設置などを実施し交通安全対策を推進します。
- ② 住民一人ひとりが防犯意識を持ち、犯罪のない、被害に遭わないよう関係機関と連携した防犯体制の充実を図ります。



#### 計画期間中に実施する主な事業

##### (1) 交通安全対策の推進

- 【継続】 地域ぐるみの交通安全運動の実施  
(地域住民及び事業所と連携した啓発運動、NCN放送による啓発)
- 【継続】 園児、児童、生徒への交通安全意識の啓発  
(交通安全教室、交通安全旗デザインコンクール)
- 【継続】 高齢者への交通安全意識の啓発 (啓発事業への参加協力)
- 【継続】 広域で取り組む交通安全運動の実施 (国道239号「旗の波運動」)
- 【継続】 関係機関と連携した交通安全運動の実施  
(期別交通安全運動と一体となった啓発事業の実施)
- 【継続】 村内通過ドライバーへの啓発 (啓発看板等の設置、更新)
- 【新規】 交通事故死ゼロ10,000日達成記念住民大会の開催
- 【新規】 交通事故死ゼロ新目標を設定し、住民の交通安全意識の向上を図る

##### (2) 防犯対策の推進

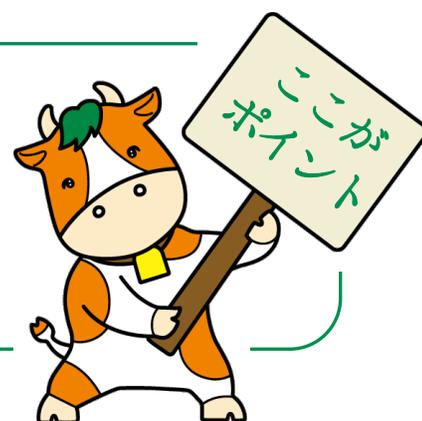
- 【継続】 防犯意識の啓蒙・普及
- 【継続】 自動電話録音装置の貸与
- 【継続】 情報伝達機器による早期伝達

### ➤ 1-6. 交通安全・防犯の推進

#### 村民ができること

- ◆ 交通法規を遵守し、交通事故防止に努めましょう。
- ◆ 犯罪に遭わないよう普段からしっかり戸締まりをしましょう。
- ◆ 消費者トラブルに巻き込まれないよう正しい知識を身につけましょう。
- ◆ 地域ぐるみで交通安全や防犯活動を行いましょう。
- ◆ 村で貸し出している自動電話録音装置を設置しましょう。

交通安全運動は、1日たりとも息を抜くことができない運動であり、交通事故死ゼロ全道一の記録継続は、日頃の住民の皆様のご協力により支えられています。これからも、交通事故のない明るい村を目指しましょう！



➤ 1-6. 交通安全・防犯の推進



「交通事故死ゼロを永遠に」

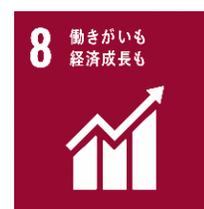


分野別目標2

出産も子育ても介護も医療も安心できるむら

誰もが医療福祉のサービスを安心して享受できる環境を整え、子どもから高齢者まですべての人がむらの中で互いに支え合うむらづくりを実現します。

この分野別目標に関連するSDGsのゴール



番号	施策項目	ページ
2-1	健康づくり・医療体制の充実	62
2-2	子育て環境の充実	65
2-3	障がい者福祉の充実	68
2-4	高齢者福祉の充実	71



### ➤ 2-1. 健康づくり・医療体制の充実

#### 施策をとりまく状況

- 社会環境や生活習慣の変化に伴い疾病構造が多様化しており、子どもから高齢者までが健やかに生活できる地域づくりが重要となっています。
- 生活習慣病対策では、健康寿命の延伸や健康格差の縮小に向けて、がんや脳卒中、心筋梗塞をはじめとした生活習慣病の発症・重症化予防、その他疾病の早期発見・治療を目的に、より多くの方の健(検)診実施が必要です。
- また、村の健康課題の分析から、糖尿病や高血圧が多い状況にあります。健(検)診後の特定保健指導をはじめとする保健指導や、医療との連携強化が求められています。
- 今後、更に高齢化が進んでいくことが明らか  
なため、対象者を限定した保健事業の取り組みだけでなく、村民全体の健康意識の向上が必要です。
- 住民が安心して暮らし続けるためには、地域に医療機関を確保することが最も重要であり、村の診療所の充実を図るとともに、広域医療圏との連携・強化による救急医療体制の充実を図る必要があります。



▲ 西興部厚生診療所

### ➤ 2-1. 健康づくり・医療体制の充実

#### 施策の方針

- ① 生活習慣病やがんの早期発見のため、健（検）診の受診啓発の強化を図るとともに、重症化予防を推進します。
- ② 村内医療の確保・充実を図り、きめ細かく、継続的な医療の展開を図ります。
- ③ 広域医療圏との連携・強化による救急医療体制の充実を図ります。



#### 計画期間中に実施する主な事業

##### (1) 健康づくり運動の推進

- 【継続】住民の健康意識の啓発
- 【継続】年間を通しての運動教室の実施
- 【継続】各種住民健診（検診）
- 【拡充】健康相談、健康教育などの充実
- 【継続】保健・医療・福祉等の連携強化
- 【継続】各種予防接種
- 【継続】各種健康保険制度の啓発

##### (2) 村内医療の充実・確保

- 【継続】厚生診療所、歯科診療所の体制維持、運営
- 【継続】高齢者医療通院費助成事業
- 【拡充】医療機器等の更新により診療時間内の救急および急患受入体制の充実
- 【継続】訪問診療
- 【拡充】在宅医療相談の充実と適切な支援体制の強化

##### (3) 広域連携による医療の充実

- 【拡充】厚生診療所の時間外、休診日の救急受入れ連携強化
- 【拡充】広域紋別病院、興部町立国保病院、名寄市立総合病院との連携強化

### ➤ 2-1. 健康づくり・医療体制の充実

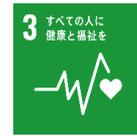
#### 村民ができること

- ◆ 定期的に健康診断やがん検診を受診しましょう。
- ◆ 食生活の見直しや自らできる運動習慣を身につけ、健康づくりに努めましょう。
- ◆ 症状に応じた適正な医療の受診に努めましょう。

住民ミニドック「基本健診」が無料で受けられます



## ➤ 2-2. 子育て環境の充実



### 施策をとりまく状況

- 近年の子育て家庭を取り巻く社会状況は、少子化や核家族化の進行に加え、社会構造の変化に伴う雇用形態の不安定化や母親の孤立化、貧困問題などを背景として、子育て環境への不安が社会問題となっています。
- 子育て支援の拠点である子育て支援センター「里住夢」では保健師等による相談、キッズサロン、遊びの広場、育児中の親の憩いの場など総合的な子育て支援を行っており、利用者は増加傾向にあります。
- さらに、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っています。
- 今後も、引き続き子育て家庭を支援するため、保健・医療・福祉が連携した施策の充実を図るとともに、経済的困難を抱えている家庭においては、子どもが等しく教育を受けられるよう経済的支援を継続して行う必要があります。母と子の健全な育成のために、健康診査や育児相談体制の充実を図るとともに、親の経済状況や幼少期の成育環境によって格差が生じることがない地域社会の構築が求められています。



▲ 子育て支援センター「里住夢」

### ➤ 2-2. 子育て環境の充実

#### 施策の方針

- ① 親と子の健診や訪問指導を行い、妊娠中からの母と子の健康づくりを充実させます。
- ② 仕事と家庭を両立できる環境整備に努めます。
- ③ 子育て世代の不安解消や家族同士の交流促進を図ります。



#### 計画期間中に実施する主な事業

##### (1) 親子の健康づくり

- 【継続】 国の法定事業の適正実施
- 【継続】 お口の健康事業、歯科教室、栄養教室
- 【継続】 乳児家庭への訪問指導
- 【継続】 妊婦健診の交通費助成
- 【継続】 助産師による訪問指導
- 【継続】 不妊治療費助成
- 【継続】 5歳児健診事業

##### (2) 子どもを産み育てやすい環境の整備

- 【継続】 子育てニーズに合わせた保育所運営
- 【継続】 乳幼児医療費の助成
- 【継続】 エンゼル祝金の支給

##### (3) 子どもの笑顔を育む環境づくり

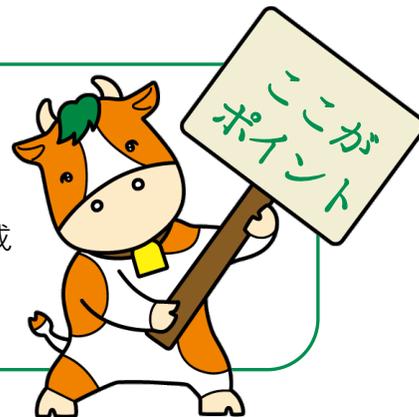
- 【拡充】 子育て支援センター里住夢を拠点とした子育て相談体制、支援の充実
- 【新規】 子育て支援アプリの導入
- 【新規】 つくし保育所園庭改修
- 【継続】 子育て支援教室の実施
- 【継続】 ブックスタート事業の実施

### ➤ 2-2. 子育て環境の充実

#### 村民ができること

- ◆ 妊産婦や乳幼児の健康診査をきちんと受診しましょう。
- ◆ 事業所では育児休業の取得など子育て世代に配慮した雇用環境に努めましょう。
- ◆ 家庭での育児を大切にしましょう。
- ◆ 健康や育児に関する相談を利用し、育児不安の解消に努めましょう。
- ◆ 子育て家庭がお互いの交流を深めましょう。
- ◆ 児童虐待の疑いがある場合は、民生児童委員に連絡するなど、地域みんなで子育てを支援しましょう。

- 乳幼児から高校生までの医療費無料化
- エンゼル祝金は第1子から対象
- 村内商店で使える乳幼児おむつ等購入助成
- 産前産後サポート、産後ケア事業の充実



▲ つくし保育所

### ➤ 2-3. 障がい者福祉の充実



#### 施策をとりまく状況

- 本村では、社会福祉法人「にしおこっぺ福祉会」が主体となり、障がい者支援施設「清流の里」を拠点に、障がい者福祉施設の充実とサービス提供体制の充実が図られてきましたが、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化する中、自ら必要とする障害福祉サービスや支援を受けつつ、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図っていくことが求められています。
- 近年、増加傾向にある発達障がいがあるか判断が難しい状態の児童については、早期発見・早期療育が将来にわたり有効な支援であることから、関係機関が連携して取り組むとともに、経済的負担を軽減するため、医療費などの助成を行います。



▲ 障がい者支援施設「清流の里」

### ➤ 2-3. 障がい者福祉の充実

#### 施策の方針

- ① 関係機関・団体との連携強化を図るとともに、自立支援サービスの充実を図ります。
- ② 相互支援体制や活動の充実を図ります。



#### 計画期間中に実施する主な事業

##### (1) 障がい者福祉施設等の充実

- 【新規】 地域における相談支援体制強化のため、基幹相談支援センターの設置
- 【拡充】 就労の場確保など関係機関との連携強化
- 【拡充】 障がい者支援施設「清流の里」との連携強化
- 【継続】 身体障がい者補装具・自立支援医療給付事業
- 【拡充】 地域生活支援事業の充実
- 【継続】 障がい者優先調達の推進

##### (2) 相互に支え合う地域社会の形成

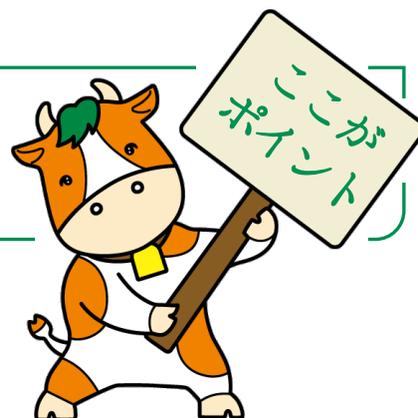
- 【継続】 障がい者相談員の委嘱  
(障がいのある人やその家族からの多様な相談体制整備)
- 【拡充】 障がい児支援の強化(こども発達支援センターなど関係機関と連携し、早期の専門的な支援の充実)
- 【拡充】 社会福祉協議会を主体とする地域福祉サービス体制の充実・強化
- 【拡充】 障がいのある・なしに関わらずともに支え合う地域福祉の充実

### ➤ 2-3. 障がい者福祉の充実

#### 村民ができること

- ◆ 障がいがあっても、住み慣れた地域で元気に安心して暮らし続けましょう。
- ◆ 事業所は、雇用の確保など障がい者が安心して暮らし続けられるよう協力を努めましょう。
- ◆ 障がい者支援施設「清流の里」は障がい者福祉の核として、支援サービスの充実に努めましょう。
- ◆ 社会福祉協議会の体制強化を図り、誰もが元気で安心した生活を守りましょう。
- ◆ 相互支援活動や交流事業へ積極的に参加しましょう。

施設利用者と地域住民のコミュニティが充実！  
共に支え合う地域が作られていきます。





## ➤ 2-4. 高齢者福祉の充実

### 施策をとりまく状況

- 我が国は、急激な少子高齢化の進行による超高齢社会の到来により、介護を必要とする高齢者は増加していますが、高齢者の介護を支える働き手不足が深刻となっています。
- 本村の高齢化率は近年は概ね横ばいで推移していますが、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年以降から上昇が見込まれ、高齢の単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、さらには認知症高齢者も増加が見込まれています。
- 今後は、限られた人材と財源を有効に活用し、持続可能な地域（村）を作っていくため、高齢者の介護を地域全体で支えていく『地域包括ケアシステム（※1）の構築』が必要であり、その先には「支える側・支えられる側」の垣根を超えた『地域共生社会（※2）』の実現が望まれています。

## 用語説明

### ※1 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるシステム

### ※2 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会

### ➤ 2-4. 高齢者福祉の充実

#### 施策の方針

高齢者の生活を支える在宅生活支援の充実や各種在宅サービスを支える多様な担い手の確保・育成を図り、西興部村の地域に合わせた地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。



#### 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 高齢者福祉サービスの充実の維持
  - 【継続】 訪問型・通所型サービスの継続
  - 【拡充】 高齢者人口規模に即した新たな施設サービスの形を検討
- (2) 高齢者の介護（生活）を支える人材の確保と育成
  - 【継続】 介護・福祉人材確保に関する支援
  - 【拡充】 各種研修やスキルアップに対する支援
  - 【拡充】 定着促進の仕組みづくりへの支援
- (3) 地域包括支援センターの機能強化
  - 【継続】 総合相談機能の強化
  - 【継続】 権利に関する諸問題（高齢者虐待、認知症高齢者への対応、金銭管理など）についての村民の理解や知識の向上の促進
  - 【継続】 地域包括ケアシステム構築の推進
- (4) 多様な（生活支援）サービスの創出
  - 【継続】 地域課題の抽出と課題解決に向けた取り組みへの支援
  - 【拡充】 多様な主体が参画できる仕組みづくり
  - 【拡充】 住民参加の意識づくり
  - 【拡充】 多様なサービスの創出・サービスの担い手の発掘・育成への支援
- (5) 地域づくりへの意識の醸成
  - 【拡充】 我が事としての地域づくりへの参加支援

### ➤ 2-4. 高齢者福祉の充実

#### 計画期間中に実施する主な事業（続き）

- （6）在宅福祉サービスの充実
  - 【継続】 高齢者見守りサービス事業
  - 【継続】 命のバトン事業
  - 【拡充】 高齢者等除雪サービスの充実
  - 【継続】 在宅元気生活支援事業
  - 【継続】 福祉入浴事業
- （7）高齢者の生きがいづくり
  - 【継続】 介護予防教室
  - 【拡充】 老人クラブ活動・サークル活動の充実
  - 【継続】 敬老祝金

#### 村民ができること

- ◆ 自分の住む地域の将来についてみんなで一緒に考えましょう。
- ◆ 地域のためにできることを、できる範囲でやってみましょう。

自分の住む地域が誰もが生きがいを持ち、誰もが誰かの役にたつことができる地域になったら素敵だと思いませんか？





分野別目標3

個に応じた特色ある教育を受けられるむら

全ての村民に生涯にわたり学習（スポーツ・文化含む）する機会を提供し、特に次代を担う子どもたちが、むらの歴史・文化を理解し、むらに誇りを抱きながらそれぞれの夢を目指して学ぶことのできる教育の仕組みを実現します。

この分野別目標に関連するSDGsのゴール



番号	施策項目	ページ
3-1	学校教育の充実	76
3-2	生涯学習・スポーツの推進	80
3-3	地域文化の醸成	84
3-4	木育の推進	86



### ➤ 3-1. 学校教育の充実

#### 施策をとりまく状況

- 変化の激しい社会を生きていくため、児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばし、確かな学力を身に付けることができるよう、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の涵養を目指す教育の充実が求められています。
- また、予測できない未来に対応するためには、社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、一人ひとりが自らの可能性を最大限に発揮し、新しい時代に求められる資質・能力を確実に育成し、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していくことが重要です。
- 学校が社会や地域とつながりを大切にする必要があり、コミュニティ・スクールの積極的な導入を図り、地域の活力を生かした学校づくりとともに、地域の特色を活かした子どもの活動拠点づくりの推進を図るなど「社会に開かれた教育課程」としての役割が求められています。
- これからの時代においては、一人ひとりが感性を豊かにして、人生や社会の在り方を創造的に考えることができるよう、豊かな人間性の育成を育んで行くことが求められています。
- 児童生徒の体力は、あらゆる活動の源として、健康の維持のほか、意欲や気力の充実にも大きくかかわり、心身ともに健やかに生きるためには、子どもの頃から体力の向上、健康の確保を図る健康教育の充実に取り組むとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける食育を推進し、健やかな体の育成が求められています。
- 自分が生まれ育った地域を知り、理解を深め、郷土に対する愛着や誇りを持ち、国際社会においてよりよく生きようとする自覚を身につけ、将来の西興部村に貢献できる意欲を持ったグローバル人材を育むことが求められています。

### ▶▶ 3-1. 学校教育の充実

#### 施策の方針

児童生徒一人ひとりの可能性や能力を引き出すとともに、新しいICT技術や民間活力等を活用し、社会で生きる力、豊かな人間性、健やかな体、働く喜び、郷土に対する想いや誇りの育成を図ります。



#### 計画期間中に実施する主な事業

##### (1) 社会で生きる力の育成

【新規】GIGAスクール構想（※1）の実現・充実

（デジタル機器・教材の導入、情報活用能力の育成）

（対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリット化による指導の充実）

【拡充】特別支援教育の充実

（個別の指導計画及び教育支援計画策定の充実）

【継続・新規】学びを支える家庭や地域との連携・協働の推進

（地域の特色を活かした学校づくり）

【新規】民間企業との連携による学習支援体制の構築・運営

【拡充】9年間義務教育における小中一貫教育の充実

（外国語教育の充実）

（学校支援員等の配置による支援）

（保育所と小学校の連携強化）

##### (2) 豊かな人間性の育成

【拡充】ふるさと教育の充実

（学校支援地域本部との連携強化による地域学習の充実）

【拡充】読書活動の推進

（読み聞かせの充実）

（学校と公民館図書室の連携強化）

【拡充】道徳教育の充実

【拡充】児童生徒の学校間交流の充実

（遠隔システム活用の促進）

### ➤ 3-1. 学校教育の充実

#### 計画期間中に実施する主な事業（続き）

##### （3）健やかな体の育成

###### 【新規】体力運動能力の向上

（新体力テストによる体力・運動能力の実態把握・改善の取り組み）

###### 【拡充】健康教育の充実

（食育の充実）（保健指導・健康教育の実施）

（学校医等による連携強化）

###### 【拡充】施設整備の促進

（施設機能の充実）

（個別施設計画に基づく計画的・効率的な施設整備）

（「新しい生活様式」を踏まえた衛生環境整備）

###### 【拡充】防災・安全教育の充実

（防犯教室、一日防災学校の実施）

##### （4）働く喜びの育成

###### 【拡充】キャリア教育の充実

（キャリアパスポート活用）

###### 【拡充】社会体験学習の充実

（村内、近隣各施設の見学学習等の実施）

##### （5）郷土に対する想いや誇りの育成

###### 【拡充】地域体験学習の充実

（特色ある体験活動の充実）

###### 【新規】地域資源・魅力の再発掘の推進

### ➤ 3-1. 学校教育の充実

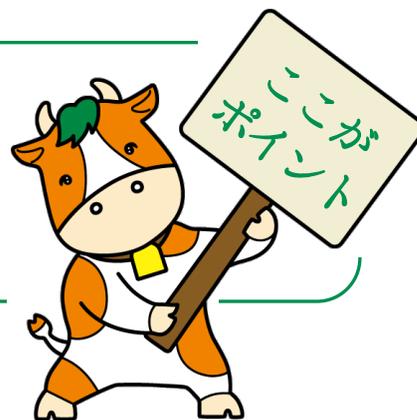
#### 村民ができること

- ◆ 子どもの生活習慣を培う家庭教育に取り組みましょう。
- ◆ 子どもの安全、安心に気を配りましょう。



▲ 図書室

普段の授業や家庭学習でタブレット端末を活用することで、荷物が減ったり、プリントが減ったりなど子どもや保護者、先生の負担軽減につながります！



#### 用語説明

##### ※1 GIGAスクール構想

Society5.0（仮想と現実の空間が高度に融合した人間中心の社会）の時代を生きる子ども達のために、公正に「個別最適化され、創造性を育む学び」を実現させる取り組み。



### ➤ 3-2. 生涯学習・スポーツの推進

#### 施策をとりまく状況

- 近年、単身世帯や高齢者世帯の増加や村民一人ひとりの学びに対するニーズや価値観の多様化などにより団体・サークル活動の縮小や社会教育活動の参加者の減少、それに伴い地域コミュニティの低下が懸念されます。こうした中、幼少期から高齢期まで全ての村民が学ぶことができる誰ひとり取り残さない学習環境の整備や多様な学習活動の提供を通じて住民同士が学び合い、人と人との絆を深めることで地域コミュニティの活性化を目指していくことが重要になります。
- ICT技術の進展、グローバル化など、個々のニーズとは別に社会全体の在り方も大きく変化しています。そのような社会の変化に応じた相互理解を深める国際交流の推進により多様な文化を尊重していくことや最先端の社会教育を提供する他、これからの時代に求められる能力を引き出すきっかけづくりをサポートし、一人でも多くの方が豊かに考え、学ぶことができる学習環境の整備が求められます。
- スポーツの意義や役割は多岐に渡り、体力の向上や協調性を培い仲間づくりを推進することの他に、青少年の健全な育成や健康維持・増進、スポーツを通じた住民のふれあいによる地域の活性化など様々なメリットがあります。このことから、住民が主体的にライフステージに応じたスポーツ活動を行えるよう年齢、性別、障がいの有無に関係なく全ての人々が楽しく取り組むことができる環境づくりとイベントの展開や、健康増進に繋がる取り組みの強化、スポーツ団体への円滑なサポートや普及活動が重要になります。
- 公民館、図書室、トレーニングセンター等の社会教育・体育施設の老朽化、ICT技術の進展に伴う未来社会の推進、学びやスポーツの充実に伴い、施設の在り方が変化してきています。住民の各施設に対する要望を元に安心・安全で使用できるよう整備を続けることや、新しいニーズに応じた施設の更新・改修等を検討していきます。
- 近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、豊かな人間性・社会性を育むことや自己肯定感や自己有用感の高い子どもを育成するには、学校・家庭・地域が相互的に連携し地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要があります。このため、学校支援地域本部事業や学童保育事業、放課後教育支援事業、青少年の体験活動の推進等健全育成事業などの学校・家庭・地域の連携協力による様々な取り組みを支援し社会全体の教育力を向上させ、地域コミュニティの活性化を図るとともに、子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進することが重要です。

### ➤ 3-2. 生涯学習・スポーツの推進

#### 施策の方針

- ① 生涯学習の理念に基づき、多様な学習機会や学習情報を提供するとともに、住民相互の学習活動を支援し、地域で豊かに暮らすための教育・学習環境を整備します。
- ② 住民の健康づくりを支援し、地域の活力と交流を育むスポーツ・レクリエーション活動の普及を図ります。
- ③ 異文化にふれ、相互交流を深めながら、次代とむらづくりの担い手となる人づくりを推進します。
- ④ 「学びと交流のひろば」としての社会教育施設の整備と安全・安心な管理運営を行います。
- ⑤ 家庭、学校、地域の連携により、子どもが健やかに成長できる子育て環境の整備・充実を図ります。



#### 計画期間中に実施する主な事業

##### (1) 生涯学習の推進

- 【継続】 公民館講座の開催
- 【新規】 生涯にわたる多様な学習活動の推進
- 【継続】 読書普及活動の推進
- 【継続】 社会教育団体の育成と継続支援

##### (2) 生涯スポーツの振興

- 【継続】 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- 【新規】 軽スポーツ・障がい者スポーツ等すべての人が取り組めるスポーツの推進
- 【継続】 スポーツを通じた健康増進や健康教育の推進
- 【拡充】 スポーツ活動団体への支援と指導者の育成に係るサポートの充実

### ➤ 3-2. 生涯学習・スポーツの推進

#### 計画期間中に実施する主な事業（続き）

##### （3）国際交流の推進

【継続】 アラスカ州ジュノー市との国際交流と国際教育の推進

【継続】 英語指導助手の招聘

【継続】 児童生徒の国際交流の推進

【継続】 生徒海外体験学習事業

【拡充】 村在住外国人との交流や文化体験など相互理解を図る機会の充実

##### （4）社会教育・体育施設の整備、充実

【継続】 社会教育施設の整備・利用促進に係る施設改修や備品整備等の検討

【継続】 スポーツ施設の整備・利用促進に係る施設改修や備品整備等の検討

【新規】 社会教育施設等個別計画の策定、それに基づいた施設改修、整理の実施

##### （5）学校・家庭・地域の協働による教育支援の推進

【拡充・新規】 学校支援地域本部事業の推進

【継続】 学童保育事業の推進

【継続】 少年団活動の支援

【新規】 放課後学習活動の支援

【拡充・新規】 青少年の体験活動や自然教育活動の充実



## ➤ 3-2. 生涯学習・スポーツの推進

### 村民ができること

- ◆ 様々な生涯学習活動やスポーツ活動に取り組みましょう。
- ◆ 学校と連携して地域一体となった教育を推進しましょう。



▲ 農業者トレーニングセンター

生涯学習やスポーツを推進することによって視野や考え方が広がり、生活や仕事に良い影響をもたらすことや人脈が広がりコミュニティを形成して共に学び合える仲間づくりを行うことができます。





## ➤ 3-3. 地域文化の醸成

### 施策をとりまく状況

芸術文化は、人々の心や暮らしに豊かさやゆとり、生きる喜びをもたらします。また、創造性が養われ、村の芸術文化に対する魅力を引き出すことや人々の活気が湧き、村民自らの文化活動がより推進します。このことから、本村では充実した芸術鑑賞機会やその学習機会を提供し、村民が自ら主体的に文化に触れるむらづくりを推進し、郷土への愛着を育むことが求められています。また、芸術文化を推進する団体へのサポートをより充実させ地域に根付いた様々な文化活動の振興を進めていくことが重要です。



▲ 郷土館



### ➤ 3-3. 地域文化の醸成

#### 施策の方針

芸術・文化鑑賞機会の充実とともに、村の自然素材を活かした地域文化を創造する取り組みを推進します。また、村の歴史を理解し、むらづくりに活かすために郷土資料の保全と活用に努めます。



#### 計画期間中に実施する主な事業

##### (1) 芸術文化の充実

- 【拡充】 芸術文化の鑑賞機会の充実
- 【拡充・新規】 芸術文化の学習機会の充実
- 【新規】 芸術文化の体験機会の充実
- 【継続】 伝統文化等文化団体・サークル活動の支援と普及活動の推進
- 【継続】 郷土資料の収集と適切な管理・活用
- 【新規】 郷土の文化や歴史に関する学習機会の充実

#### 村民ができること

- ◆ 様々なジャンルの芸術鑑賞をして暮らしを豊かにしましょう。
- ◆ 様々な文化活動を経験しましょう。

芸術文化に触れることで創造性を高めたり情緒豊かになり、暮らしの質が向上します。また文化活動への参加や取り組みを通じて地域の魅力を再発見し、郷土への愛着や誇りを育むことができます。





### ➤ 3-4. 木育の推進

#### 施策をとりまく状況

- 西興部村には豊かな森林資源と、北海道の植生や生き物が観察できる「宮の森」があり、森林学習フィールドが豊富です。
- 森の美術館「木夢」や創夢館では、様々な体験活動を通して木の素材の持つ強さや温かさを伝える手作り木の文化の普及活動に取り組んでいます。
- 西興部村の豊かな森林資源の活用や、森の美術館「木夢」を生かしたクラフト活動の推進のため、第4期総合計画では『「木育（※1）」の里山づくり』事業に取り組んできました。更に地域と時代のニーズに合わせた「西興部の木育」が求められています。
- 森の美術館「木夢」は平成9年に開館しました。「みて、ふれて、あそんで、つくる」をコンセプトに木のおもちゃ・木工に関する総合的な体験を提供する、全国的にも貴重な木の体験に特化した遊び場・博物館です。
- 施設の運営を通して設備維持、施設の利用促進と交流人口増に努めてきましたが、年間入館者数は横ばいの状態が数年間続いています。地域住民による利用は年々限定的なものになっており、地域住民の利用促進、新たな施設利用が求められています。
- 季節のおたのしみ企画や新しい夜間開館イベントの実施など、施設の魅力アップに努めています。また、新しい作品との出会い、学びや気付きの機会を提供してきましたが、芸術鑑賞機会の少ない地域住民に対してより多くの機会の提供が課題です。
- 木工やシカ革クラフトなどのモノづくり文化が地域に根付いており、体験の機会が広く地域住民に提供されています。一方で、作り手の高齢化により、新たな作り手の育成が課題となっています。

### ➤ 3-4. 木育の推進

#### 施策の方針

森の美術館「木夢」が有する体験や博物展示等の機能を最大限に活用し、特色ある「西興部の木育」やモノづくりの担い手育成を積極的に推進します。



#### 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 施設管理・運営及び整備
  - 【継続】 安心・安全な施設の管理運営の実施
  - 【拡充】 施設設備の魅力アップ  
(施設設備の拡充、遊具・玩具など遊びの拡充)
  - 【拡充】 情報発信の充実
  - 【拡充】 オリジナルグッズ制作・販売
  
- (2) 魅力あるイベント・企画の実施
  - 【継続】 通年イベントの実施（ゴールデンウィーク、カルチャーナイトなど）
  - 【新規】 周年イベントの実施（25周年、30周年）
  - 【継続】 特別開館の実施（夏休み無休開館、夜間延長開館の実施など）  
(季節催事・企画及び展示の実施)
  - 【継続】 木工体験事業（木育）
  
- (3) 博物館活動の充実
  - 【新規】 木工アートアーカイブの作成・運営
  - 【拡充】 常設展示の整備と充実
  - 【拡充】 特別展示企画の充実
  - 【新規】 博物館連携事業の実施

### ➤ 3-4. 木育の推進

#### 計画期間中に実施する主な事業（続き）

##### （4）モノづくりの推進

【拡充】モノづくり活動支援

【新規】モノづくりのための機能、設備の充実

【新規】コムメンバーズシップの推進

（木夢を中心とした地域住民による支援の輪づくり）

##### （5）地域文化の醸成

【拡充】施設利用促進事業の展開

【新規】子ども施設連携事業の実施

【新規】コムあそびまなびプロジェクトの推進

（館内での新しい過ごし方の提供、感性や考える力を育む企画の推進）

【新規】『「木夢」のおくりもの』拡充

##### （6）森の美術館「木夢」の木育事業

【継続】ウッディスクール事業

【継続】木工体験事業（再掲）

【拡充】木夢の木育推進（村の木育マイスターによる専門性の高い事業の展開、他木育マイスターとの連携による幅広い事業の展開）

【新規】木のおもちゃ公募展

【継続】とい工房連携

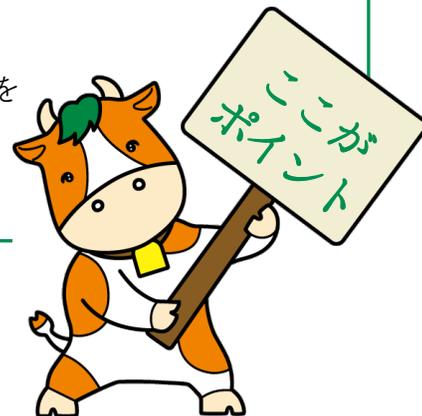


### ▶▶ 3-4. 木育の推進

#### 村民ができること

- ◆ 遊び場ではなく美術館として訪れて、木工品展示や森の匠展を鑑賞しましょう。
- ◆ まずは体験から。モノづくりを始めてみましょう。
- ◆ 作品展示や演芸発表などの会場として木夢を活用しましょう。
- ◆ 皆さんからいただいた木夢基金は新しい遊具の購入に充てられます。
- ◆ 山や森を散歩したり花を眺めたりすることも立派な木育、身近な自然を感じてみましょう。
- ◆ 生活に木のものを取り入れてみましょう。自分で作ってみましょう。

- 木育という言葉は平成16年に北海道で誕生しました。現在、木育の重要性が全国に伝わり地域の文化に合わせて活動の幅を広げています。いま、木育は新たなステージへ！
- 芸術や文化活動にルールはありません。自分の趣味や嗜好をきっかけに芸術文化の推進やモノづくりに携わってみませんか。



#### 用語説明

##### ※1 木育（もくいく）

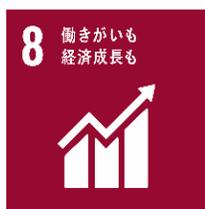
子どもをはじめとするすべての人が「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取り組み。それは、子どものころから木を身近に使っていくことを通じて、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むこと。

分野別目標4

## 新しい産業の創造と人材誘致の仕組みが 整っているむら

常に変化する経済環境に対応し、むらの新たな可能性を引き出していく産業の創造と人材誘致の仕組みを整え、新しい活力を生み出し続けるむらづくりを実現します。

この分野別目標に関連するSDGsのゴール



番号	施策項目	ページ
4 - 1	商工業の振興と新産業の創造	91
4 - 2	観光・交流の推進	95
4 - 3	移住・定住の促進と人材の確保	99

### ➤ 4-1. 商工業の振興と新産業の創造

#### 施策をとりまく状況



- 本村の商業は、人口減少や近隣市町への買い物客の流出、インターネットや宅配販売など消費生活環境の変化より経営状況は大変厳しく、経営者の高齢化による商店の維持や後継者問題が課題となっています。
- 高齢者をはじめ買い物弱者にとって問題となっていた「地域商業施設」の営業が再開し、生鮮食品をはじめ必要最低限の買い物ができるようになりました。
- 商工会青年部、女性部の活動においても、高齢化や部員減少が課題となっております。
- ホテル森夢は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、経営も一段と厳しい状況ですが、宿泊機能を持つ村民の交流の場として今後も事業継続を推進します。
- 工業は、山菜工場やギター工場のほか、乳製品加工場が創業し、村の重要な就労の場とともに、地域振興のうえで重要な役割を担っています。
- 起業化支援や新規事業創出支援により、これまで6件が新たに起業され事業が継続されており、今後も積極的な支援が望まれます。
- 地場産品として、エゾシカを活用した鹿肉や鹿革加工品、西興部グラスフェッドミルクを使用したソフトクリームなどがあり、更なる地場産品の開発が期待されます。
- 建設業は、これまで村の社会資本整備及び維持管理に大きく寄与し貢献してきましたが、工事量の減少に加え、技術者や作業員の人材不足もあり、村外からの雇用者や下請業者に頼り、経営を維持している状況です。しかしながら、村の災害や除排雪の迅速な対応には、建設業の存続・体制強化が必要です。
- 地域経済の活性化に向けて、村内の地域資源や村イメージキャラクター「セトウシくん」を活用した新たな特産品開発などへの支援を行い、更なる村の魅力発信を図ります。

### ➤ 4-1. 商工業の振興と新産業の創造

#### 施策の方針

- ① 商工会との連携により商業サービスの維持や消費拡大を進め、各企業の事業継続を図るとともに起業や新分野展開への支援を進めます。
- ② 地域資源を活用した地場産品や産業の創出を推進し、開発や販売の促進に向けたPR活動を推進します。
- ③ 建設業の体制や人材等の維持に努め、災害時の体制強化を図ります。



#### 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 地域に密着した商業の振興
  - 【新規】 村内での消費拡大支援
  - 【新規】 商工会青年部、女性部の活動支援
  - 【拡充】 起業家及び既存事業者への事業継続支援、継承支援
  - 【継続】 オホーツク楽器工業技術者確保支援
  - 【継続】 ホテル森夢の運営支援
- (2) 地場産品の開発と産業の創出
  - 【継続】 地場産品の開発、推進支援
  - 【新規】 牛乳加工品の商品化推進
  - 【継続】 村内の地域資源を活用した特産品開発支援
  - 【継続】 セトウシくんを活用した商品開発やPRに対する支援
- (3) 建設業との連携推進
  - 【継続】 災害時の協力体制に関する協定の推進  
(体制強化推進が必要で、緊急時が夜間の場合もあり  
村内に在住する技術者や作業員の確保が必要)
  - 【継続】 事業所の体力づくりへの支援  
(雇用を守るためにも事業量の確保が必要)

### ➤ 4-1. 商工業の振興と新産業の創造

#### 村民ができること

- ◆ 地元の商店で買い物をしましょう。
- ◆ 地元の商店は、高齢者等に配慮したサービスを提供しましょう。
- ◆ 企業は地元雇用を推進しましょう。
- ◆ 地場産品の開発・販売に協力しましょう。

- 地元で買い物すると、自動車での移動が減りCO2排出削減に繋がり、商店は消費者のニーズをつかみやすくなり廃棄ロス（※1）を減らすことができます。
- 地元での雇用が増加すれば、若年層の人口流出を抑えることにもつながり村に活気が溢れます。



#### 用語説明

##### ※1 廃棄ロス

商品売らない・売れないまま廃棄することによって生じる損失のことです。特に賞味期限がある食料品の廃棄が多く、各事業所や家庭での廃棄の積み重ねによって、社会全体で環境負荷や資源の無駄使いなどの問題を招きます。

食品を焼却処理する際に排出されるCO2が地球温暖化の要因となる温室効果を助長します。廃棄ロスが増えることで、結果的に地球温暖化を進行させてしまうのです。

➤ 4-1. 商工業の振興と新産業の創造



エゾシカの革で作った革製品



エゾシカの肉で作った缶詰



みんなのアイデアでセトウシくん  
がもっともっと大活躍します！！



西興部の牛乳で作ったソフトクリーム

## ➤ 4-2. 観光・交流の推進



### 施策をとりまく状況

- 本村の観光は、自然景観を観光資源として、森夢・木夢・花夢の「夢施設」を観光拠点に各種イベントや交流事業が行われております。
- 人口減少が進む中、交流人口（※1）・関係人口（※2）の拡大を図ることが地域活性化の重要な課題であり、新型コロナウイルスの影響を機に、今後の本村の観光振興について、改めて村民が協働で考えていくことが求められています。
- 森林公園については、施設の老朽化が課題となっており、現在、改修整備を計画しております。
- 美しい村づくり条例により、建物の色彩統一や廃屋解体が進み、美しい街並みの形成とともにオレンジ色の街並みという他に類を見ない個性的な景観が創出されました。この取り組みが今後も進み、将来的に観光資源として発展することが期待できます。
- 西紋5市町村の広域連携により、モニターツアー、東京都や海外での西紋エリアのPR活動を行ってきましたが、具体的な事業展開には課題があり、改めて広域連携による観光推進を考える必要があります。
- 今後の本村の観光振興をしっかりと考えた上で、観光情報の発信は必要不可欠であり、ニーズに応じたSNSなど多様な宣伝媒体を利用した効果的な情報発信が必要であり、課題となっております。



▲森の美術館 木夢

### ➤ 4-2. 観光・交流の推進

#### 施策の方針

- ① 村民との協働で、今後の村の観光振興方策等をまとめます。
- ② 今後の観光振興方策により、観光振興の充実を図り観光・交流人口の拡大を目指します。
- ③ 子どもや家族が自然を活かした憩いの場として楽しめる森林公園を改修整備します。
- ④ ニーズに応じたSNSなど多様な宣伝媒体を利用した効果的な観光情報を発信します。
- ⑤ 建物の色彩統一を進め、魅力ある美しい街並み形成を図ります。



#### 計画期間中に実施する主な事業

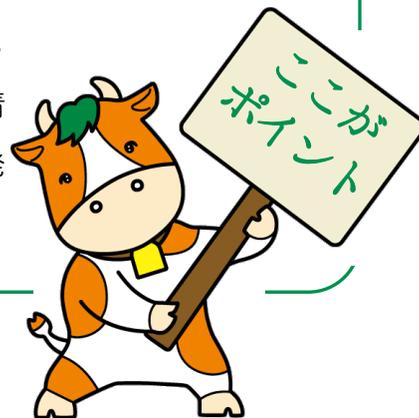
- (1) 観光・交流資源の充実
  - 【新規】西興部の観光を考える会（仮称）の設置
  - 【拡充】観光・交流事業の充実
  - 【継続】森林公園の改修整備
  - 【継続】魅力ある美しい街並みの形成
  - 【継続】広域観光の推進
- (2) 観光・交流情報の発信
  - 【継続】地域観光情報の効果的な発信
  - 【拡充】多様な媒体を利用したPR活動の充実
- (3) 更なる「オレンジ化」の推進
  - 【拡充】景観形成指針及び補助内容の見直し

### ➤ 4-2. 観光・交流の推進

#### 村民ができること

- ◆ 村民自ら地域の魅力を再発見し、観光資源の創出に協力しましょう。
- ◆ 来訪者に対して、おもてなしの心で接しましょう。
- ◆ 住民自ら地域の魅力を発信しましょう。
- ◆ 交流イベントなどに積極的に参加しましょう。

少し前までは、情報発信媒体といえば新聞やテレビなど限られたものでしたが、現在は、SNSの普及により一個人が情報発信者となれる時代となりました。皆さんが村の魅力を発信して「西興部村」をPRすることができるのです！



#### 用語説明

##### ※1 交流人口

その地域に訪れる人々のことをいいます。訪れる目的としては、通勤・通学、買い物、文化鑑賞・創造、学習、習い事、スポーツ、観光、レジャーなど、特に内容を問わないのが一般的な定義となっています。

##### ※2 関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉です。

➤ 4-2. 観光・交流の推進

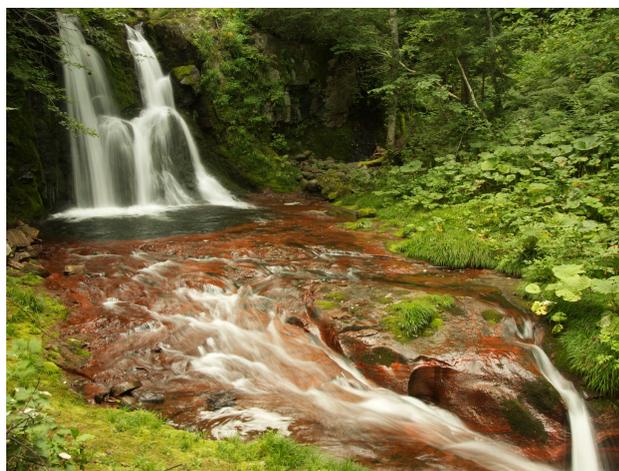
## 西興部村の豊かな観光資源



緑の中に映えるオレンジ色の建物



夏でも溶けない神秘的な「氷のトンネル」



鮮やかな赤褐色の河床が美しい  
「赤岩の滝」



子どもから大人まで楽しめる  
「森の美術館 木夢」

### ➤ 4-3. 移住・定住の促進と人材の確保



#### 施策をとりまく状況

- 現在、我が国の人口の動向において『東京圏への一極集中』が課題となっており、その是正へ向け、国は地方創生の施策を推進しています。また、感染症の影響やテレワーク等の普及によって地方への関心が高まっています。人口の減少は地域社会や経済の維持が困難となる大きな要因となるため、地域の将来を「我が事」として捉え、その対策に取り組む必要があります。
- 住民アンケートでは、比較的若い世代の住み良さに対する満足度が低いことから、若い世代の定住促進施策の充実が求められます。また、定住促進施策の総合的な情報発信の充実が必要です。



### ➤ 4-3. 移住・定住の促進と人材の確保

#### 施策の方針

- ① 移住・定住を促進するとともに、移住のきっかけをつくる交流人口・関係人口の拡大を推進します。
- ② 外国人材の活用も視野に入れた、各産業の担い手の確保・育成を推進します。



#### 計画期間中に実施する主な事業

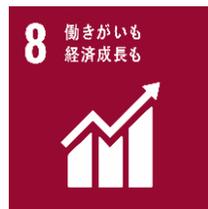
- (1) 関係人口・交流人口拡大への取り組み
  - 【新規】 遊休施設を活用したテレワーク施設整備
  - 【新規】 民間と連携したインターン生の受入
  - 【新規】 田舎暮らし体験や二地域居住の促進
- (2) 農業後継者・担い手の育成（再掲）
  - 【拡充】 新規就農者支援事業の充実
  - 【新規】 担い手の育成・確保のための研修や活動、交流の促進
- (3) 高齢者の介護（生活）を支える人材の確保と育成（再掲）
  - 【継続】 介護・福祉人材確保に関する支援
  - 【継続】 各種研修やスキルアップに対する支援
  - 【継続】 定着促進の仕組みづくりへの支援
- (4) 地域産業を支える人材の確保（再掲）
  - 【継続】 オホーツク楽器工業技術者確保支援
- (5) 外部人材の活用
  - 【拡充】 地域おこし協力隊や外国人も含めた外部人材の活用
- (6) 定住促進対策の充実
  - 【継続】 定住促進施策の総合的な情報発信

分野別目標5

## 農林業の生産加工基盤が安定しているむら

豊富な農林資源を活用しながら、産業を維持拡大させ、雇用や地域活力を維持増大させることが継続的にできるよう、生産加工基盤の強化を実現します。

この分野別目標に関連するSDGsのゴール

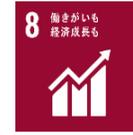


番号	施策項目	ページ
5 - 1	農業の振興	102
5 - 2	林業の振興	106

## ➤ 5-1. 農業の振興

### 施策をとりまく状況

- 本村の農業は、気象条件や比較的やせた土壌の関係から、現在16戸（うち法人3戸）で酪農・畜産が行われ、1戸で僅かながら野菜作が行われています。
- 本村の令和2年度生乳生産量は、これまで最高の1万9千トンを超え、規模拡大等による増産傾向ではあるものの新型コロナウイルス感染拡大の影響で減少した生乳の業務用需要が回復しない状況で在庫が増加し、今後の生乳生産への影響が懸念されます。
- コロナ禍による原料の国際相場の高騰、海上運賃の上昇、円安等が重なり、配合飼料価格の高止まりの長期化が懸念されます。
- 経営の安定化と生産性の向上を目指し、農業経営の近代化や農作業の合理化などを進めてきましたが、今後、経営者の高齢化による離農が予想され、後継者・担い手の不足や農業継承時の住宅問題が課題であります。
- 農作業の分業化が進み、酪農家は搾乳に重点を置くことができる環境が整いつつありますが、労働力不足は引き続き課題であります。
- 本村はJAオホーツクはまなす管内で最も粗飼料の反収量が低く、粗飼料基盤の整備のほか、エゾシカ等野生鳥獣の被害防止が大きな課題となっています。
- 乳牛糞尿のバイオガスプラント処理が進み、処理過程で発生する消化液及び余剰熱の有効活用方法の検討を進めています。



### ➤ 5-1. 農業の振興

#### 施策の方針

- ① 担い手の確保や労働力の軽減など農業経営の安定化を進めます。
- ② 農業生産基盤整備等を推進し、生産性の向上を図ります。
- ③ エゾシカなど野生鳥獣からの農作物の被害防止を進めます。
- ④ 乳製品の消費拡大を進めます。
- ⑤ 家畜ふん尿を原料としたバイオガスプラント処理を推進し、有効活用を進め、自然環境と調和した酪農経営を推進します



#### 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 農業経営の安定化と担い手及び労働力の確保
  - 【拡充】 新規就農者支援事業の充実
  - 【新規】 担い手の育成・確保のための研修や活動、交流の促進
  - 【新規】 スマート農業等先端技術の活用による労働力不足の解消
  - 【継続】 TMRセンターやコントラクター等農作業の外部委託化の促進
  - 【継続】 農業経営安定化に向けた施策の実施
  - 【継続】 家畜伝染病まん延防止のため、防疫体制と発生農家対策の徹底
- (2) 農業基盤整備と適切な維持管理
  - 【継続】 農業基盤整備事業の推進
  - 【継続】 畜産クラスター事業の推進
  - 【継続】 中山間地域直接支払交付金・多面的機能支払交付金の活用

### ➤ 5-1. 農業の振興

#### 計画期間中に実施する主な事業（続き）

（3）野生鳥獣の被害防止対策の推進

【継続】有害鳥獣の駆除及び侵入防止柵支援等による農作物被害防止の推進

（4）乳製品の開発及び消費拡大

【拡充】チーズ等の乳製品の開発

【新規】JAオホーツクはまなすと連携した消費拡大の推進

（5）環境保全対策とバイオマス資源の有効活用

【継続】家畜ふん尿のバイオガスプラント処理の推進

【新規】バイオガスプラントで発生する消化液の敷料化、堆肥化の推進

【新規】バイオガス発電時に発生する余剰熱等の利用推進

#### 村民ができること

- ◆ 家畜糞尿全量の適正な農地還元に協力しましょう。
- ◆ 農地の適正管理、安全安心な牛乳の出荷をしましょう。

今までは堆肥として畑に還元していた家畜ふん尿が、バイオガスプラントで処理することによって発電による収入、新規雇用の創出に繋がります。

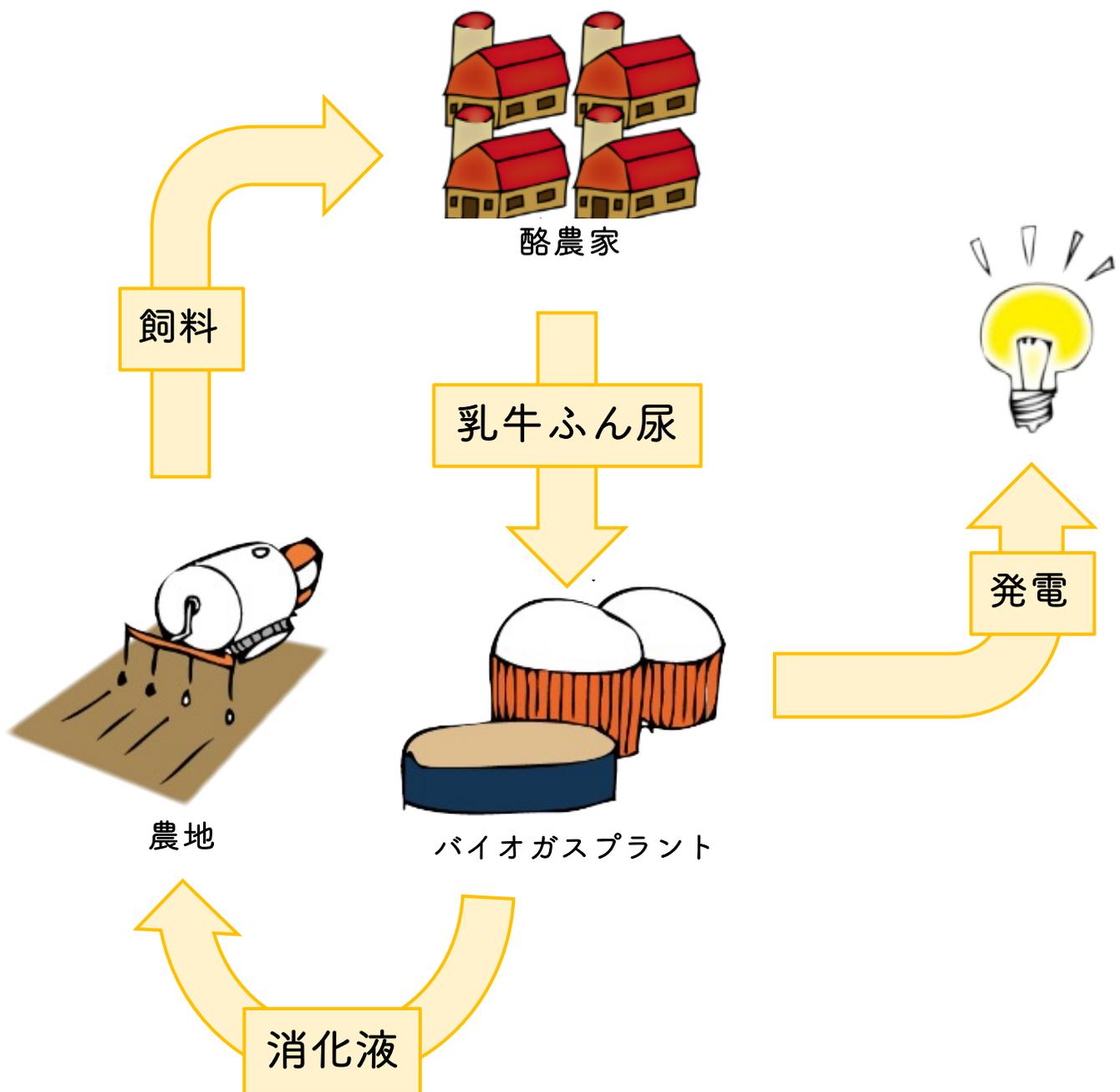


➤ 5-1. 農業の振興

▼環境保全型農業

環境保全型農業とは、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」のことです。

西興部村では、村内農家の乳牛ふん尿をバイオガスプラントに収集しメタンガス発酵による発電を行い再生可能エネルギーを生産、発電利用後のふん尿を農地に還元することで化学肥料の削減を行い環境負荷の軽減に配慮した農業を行っています。



## ➤ 5-2. 林業の振興

### 施策をとりまく状況

- 本村の森林面積は、27,479haで総面積の約89%を占めており、所有別では道有林が82.4%、村有林が4.3%、私有林が13.3%の割合で、森林区別では天然林が66.4%、人工林が26%の割合となっています。
- 森林は、水源の涵養、国土の保全、地球温暖化の防止、木材をはじめとする林産物の供給等の多面的機能を有しており、森林資源の適切管理・保全など森林吸収源対策を推進するため、令和元年度に森林環境譲与税が創設されました。
- 林業経営は引き続き厳しい環境にあり、森林所有者の高齢化や後継者不足により、森林整備への意欲が一層減退し、森林の持つ機能の低下や荒廃化が危惧されております。
- 林業関係事業者においては、経営者をはじめ、従業員の高齢化や担い手不足が課題となっており、今後の事業継続に向けた支援が必要であります。
- 本村の森林面積の内2,069haが平成23年に森林認証（SGEC）を取得しており、今後、認証材が、環境に配慮した森林から生産された木材・木製品として付加価値が高まり、消費者に対して環境材としての理解と利用を促進していくことが必要となります。



### ➤ 5-2. 林業の振興

#### 施策の方針

- ① 森林の持つ公益的機能をさらに高め、持続可能な循環型社会を目指します。
- ② 間伐・搬出などの作業の効率化や生産性を高めるため、林業生産基盤の整備を推進します。
- ③ 林業関係事業者における担い手確保と育成及び事業継続を推進します。
- ④ 森林環境譲与税を活用した森林整備等を推進します。
- ⑤ 木質バイオマス利活用に向けた取り組みを進めます。



#### 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 林業の振興、一般民有林造林・保育事業の推進
  - 【継続】豊かな森づくり推進事業（※1）活用による造林事業の推進
  - 【継続】森林環境譲与税（※2）活用による保育事業の推進
  - 【継続】森林認証制度（※3）に基づく認証林の維持、認証材PRの促進
  - 【継続】公共補助事業の活用による計画的な村有林整備の推進
  - 【継続】シナノキ植樹事業の実施による森林整備の普及啓発
  - 【新規】木質バイオマス利活用の調査・研究
- (2) 林業振興を支えるための基盤整備
  - 【継続】林道及び作業道路の維持管理、必要な路網整備
- (3) 林業関係事業の担い手の確保及び事業継続の推進
  - 【継続】林業従事者確保への支援
  - 【継続】北の森づくり専門学院への支援、協力

### ➤ 5-2. 林業の振興

#### 村民ができること

- ◆ 林業事業者は効率的な施業に取り組みましょう。
- ◆ 林業事業者は就労環境の改善を図り担い手の確保に努めましょう。
- ◆ 森林所有者は適正な森林整備に努めましょう。
- ◆ 森林を守り、木材を活用するよう心がけましょう。

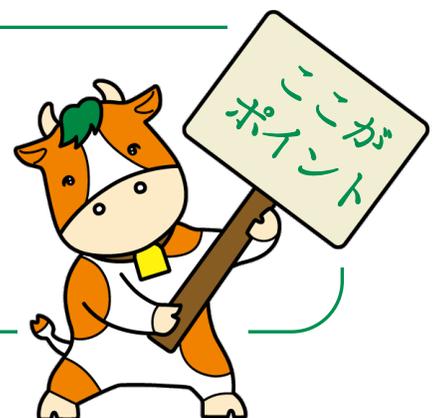
## 西興部村の豊かな森林



▲ 石灰山からの眺め

#### 【森林のはたらき（多面的機能）と役割】

森林は木材生産、地球温暖化防止、国土保全、水源涵養機能のほか、レクリエーションや自然教育の場、動物の生息の場など、多面的な機能を持っています。



### ➤ 5-2. 林業の振興

#### 用語説明

##### ※ 1 豊かな森づくり推進事業

森林所有者が計画的に実施する植林事業を支援するもので、最大で94%が補助され、森林所有者は6%の負担で事業が実施できます。

補助率：造林公共事業（国・北海道）68%

豊かな森づくり推進事業（北海道・村）26%

##### ※ 2 森林環境譲与税

平成31年3月、市町村による森林整備に必要な財源を確保するために創設されたのが、森林環境税と森林環境譲与税です。

森林環境譲与税は、森林環境税（住民税納税者一人当たり年額1,000円、令和6年1月1日に施行予定）の全額が、市町村や都道府県に譲与されます。同税は、平成31年4月1日に施行済みです。

##### ※ 3 森林認証制度

世界各地で森林破壊が問題とされるなか、木材が違法伐採されたものではなく、持続的なサイクルで育林や伐採がされていることや、野生の動植物や生態系への影響、原住民との共存、林業ではたらく人の労働環境など、認証制度によっていろいろな基準はありますが、きちんと管理された森から生産されていることを証明するのが「森林認証制度」です。

森林認証制度にはさまざまな種類がありますが、多くは、NGOなどの第三者機関や木材業界団体が審査・認定をして、違法な木材を使っていない製品にマークやラベルを付ける、という仕組みになっています。

分野別目標 6

美しい自然環境と生活環境が保たれているむら

むらを形成する自然は将来にわたる財産であることを認識し、豊富な自然環境において快適性を享受できる生活環境の形成を進め、自然環境と生活環境と村民の生活が調和した、美しく快適で安全なむらづくりを実現します。

この分野別目標に関連するSDGsのゴール



番号	施策項目	ページ
6-1	自然環境の保全	111
6-2	秩序ある土地利用	113
6-3	美しい景観づくり	116
6-4	環境衛生の推進	119

## ➤ 6-1. 自然環境の保全



### 施策をとりまく状況

- 本村の総面積の約89%を占める森林は、先代から引き継がれた貴重な財産です。
- 近年の大雨による土砂災害や地球温暖化等の影響により、森林の適切な管理・保全の重要性が増しています。
- 平成16年から西興部村猟区を設置し、NPO法人猟区管理協会によるエゾシカの管理型狩猟を行っています。今後も継続して、エゾシカの生息頭数を適正管理するために、管理型狩猟を行っていく必要があります
- 地域資源を活用した再生可能エネルギー（発電や熱利用）の導入により、エネルギー購入費を地域内で循環させる必要が高まっています。

### 施策の方針

- ① 森林の有する多面的機能の持続的発揮に努めます。
- ② 住民の環境保全意識を啓発し、猟区の活動を通して狩猟・環境知識を普及します。
- ③ 再生可能エネルギーの調査・研究を進めます。



### 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 森林の保護と持続的な利用
  - 【継続】 森林の適切な維持管理
  - 【継続】 エゾシカ等の被害対策
- (2) 環境保全意識の啓発
  - 【継続】 身近な環境保全活動の推進
  - 【継続】 西興部村猟区ガイドハンティング、自然教育活動の推進
  - 【継続】 酪農学園大学・円山動物園と連携した取り組み、調査研究報告会の開催
  - 【継続】 「宮の森」ビオトープ（生物多様性の空間）の設定と保全
- (3) 再生可能エネルギーの調査・研究
  - 【拡充】 畜産バイオガスや木質バイオマスの調査・研究（再掲）
  - 【拡充】 再生可能エネルギーに関する調査・研究
  - 【拡充】 地球温暖化防止に関する啓発促進

## ▶▶ 6-1. 自然環境の保全

### 村民ができること

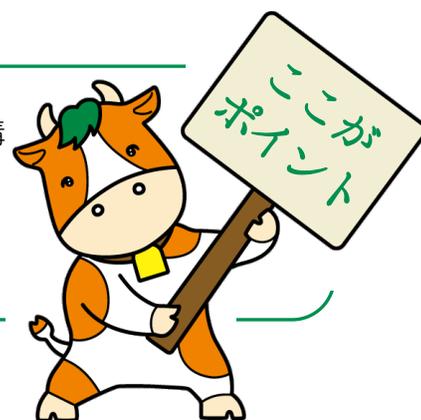
- ◆ COOL CHOICE (※1) に賛同しましょう！
- ◆ エコドライブを推進しましょう！
- ◆ 自然に親しみ、自然の恵みを味わいましょう！

バスで森夢のお風呂へ行くのも  
COOL CHOICE！

夏は車を控えて自転車シェアリングで  
COOL CHOICE！



ご家庭で購入しているエネルギー（電気、灯油、ガソリン）購入費用は年間数十万円にのぼります。これを村内の資源でつくり出すことができれば…新しい地域エネルギー産業が創れます！



### 用語説明

#### ※1 COOL CHOICE (クールチョイス)



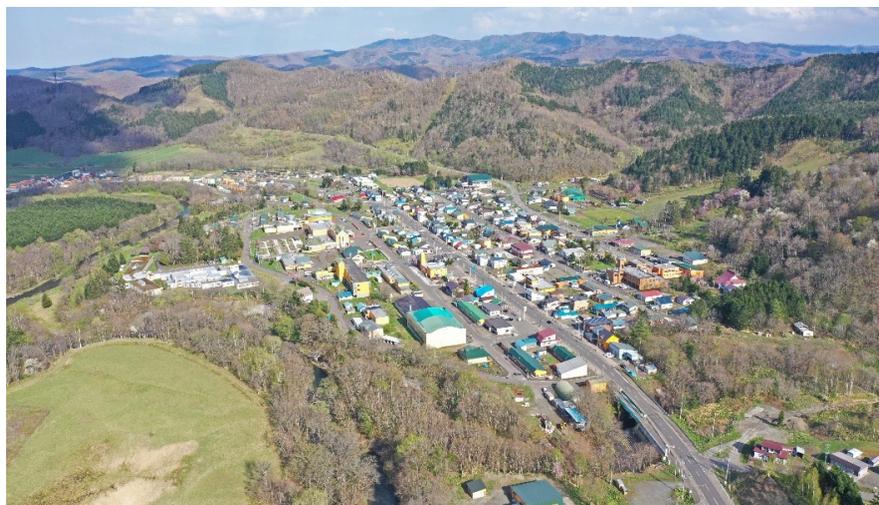
未来のために、いま選ぼう。

政府が進める地球温暖化対策の国民運動で、村も推進しているものです。日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促すのが「COOL CHOICE (クールチョイス)」です。

## ➤ 6-2. 秩序ある土地利用

### 施策をとりまく状況

- 本村は2つの市街地とその周辺を囲む農村地域とに分かれています。市街地は過去のJ R名寄本線廃止や近年の道道線形改良により、比較的大規模な市街地整備が行われ、農村地域では酪農が営まれており、計画的な草地改良など良好な状態で維持されています。今後は少子高齢化・人口減少等に伴い、空き地等がますます増えていく可能性がありますので、村有地をはじめとした土地の効果的な利用や適正な管理が望まれます。
- 地籍調査の電子化や簡易GISシステム導入など地籍のデータベース化が図られ、これらシステムの有効利用と情報更新の継続が必要です。



▲ 西興部市街



▲ 上興部市街

## ➤ 6-2. 秩序ある土地利用

### 施策の方針

乱開発を防止し、適切な土地利用を維持するとともに、環境との調和、生活環境の快適性向上に配慮した市街地の効果的な土地利用を推進します。また、地籍データの適切な管理と有効利用を図ります。



### 計画期間中に実施する主な事業

#### (1) 秩序ある土地利用の推進

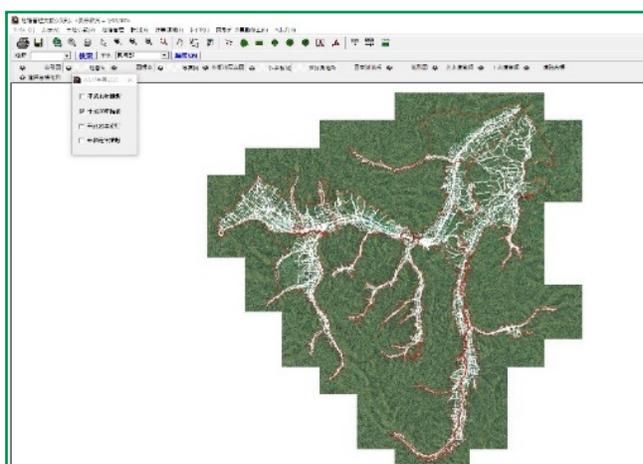
- 【継続】 国土利用法順守の監視
- 【新規】 空き地等の効果的な土地利用
- 【新規】 村有地の貸付等を含めた適正な管理
- 【継続】 地籍データの適切な管理と有効利用
- 【継続】 農地法に基づく土地利用



## ➤ 6-2. 秩序ある土地利用

### 村民ができること

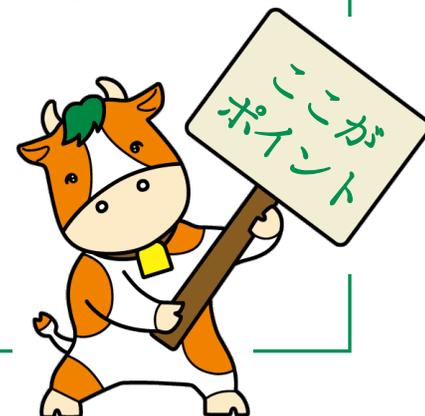
- ◆ 各個人が所有する空き地は、それぞれが良好な状態に維持しましょう。
- ◆ 土地の登記を適切に行い、未相続地を発生させないようにしましょう。



地籍システム 保守・更新と有効活用

国土利用計画法に規定する一定面積（10000平方メートル）以上の土地取引を行ったときは、契約（予約を含む）締結日から2週間以内に、譲受人（権利取得者）は土地の利用目的及び取引価格等を土地の所在する市町村を經由して北海道知事に届出する必要があります。

将来は多くの情報をGISシステムと関連付けることで、紙ベースから電子情報化し有効利用でき、紙保管を減らすことができます！



### ➤ 6-3. 美しい景観づくり

#### 施策をとりまく状況

- 我が村は美しく事業により、国道239号沿いをはじめ市街地が花で飾られ、美しいむらづくりが進みました。今後も美しいむらづくりへの意識を持ち続けるためにも我が村は美しく事業の継続的な実施が必要です。
- 美しい村づくり事業により、建物の色彩統一や空き家の解体が進み、美しい街並みづくりが推進されています。また、美しく住みよい活力あるむらづくり応援事業で花いっぱい活動を支援しています。住民に美しいむらづくりの意識が根付くことが大切です。
- フラワーパーク「花夢」は、道の駅の役割とともに、村の花づくりを推進するフラワーセンターとしての役割を担っています。住民に美しいむらづくりに向けた花づくりへの意識や興味を高め、知識を深めていく必要があります。



▲ フラワーパーク花夢

### ➤ 6-3. 美しい景観づくり

#### 施策の方針

- ① 住民参加の美しい景観形成と、訪れる人の印象に残る景観づくりを推進します。
- ② 花づくり活動の輪を広げ、花いっぱいのうるおいのあるむらづくりを推進します。



#### 計画期間中に実施する主な事業

##### (1) 美しい景観形成の推進

- 【拡充】我が村は美しく事業の充実
- 【拡充】景観形成指針及び補助内容の見直し

##### (2) 花いっぱいのむらづくり

- 【拡充】フラワーセンターとしての役割の充実
- 【継続】「花夢ガーデンガイド」「花関連講習会」の開催
- 【継続】「花夢ニュース」の発行
- 【新規】花づくり応援員（※1）の配置
- 【拡充】各家庭等における花いっぱい活動の推進

### ➤ 6-3. 美しい景観づくり

#### 村民ができること

- ◆ 「我が村は美しく事業」に参加しましょう。
- ◆ 建物の色彩統一に協力しましょう。
- ◆ 利用見込みのない空き家や景観を阻害する廃屋は除却するよう努めましょう。
- ◆ 家や事業所の周辺を花で飾りましょう。
- ◆ イベント、講習会へ参加して、草花について興味を持ち、知識を深めましょう。



- 「美しく住みよい活力あるむらづくり応援事業」では、住民自ら自宅や事業所周辺を花いっぱいにする活動を応援しています。
- 草花の知識を深めることで、効果的に草花を魅せることができSNSなどで投稿することで西興部村のPRにも繋がります。



#### 用語説明

##### ※1 花づくり応援員

花いっぱいのむらづくりを目指して、「花夢ガーデンガイド」や「花関連講習会」の開催を通じ、花への関心が高く知識・熱意のある方を「花づくり応援員」として選任・配置し、住民に花づくりの指導していただくものです。

### ➤ 6-4. 環境衛生の推進



#### 施策をとりまく状況

- ごみの減量化・リサイクルの推進に努めていますが、ごみの排出・分別について、いまだに一部で不十分な状況が見られます。
- 現在も水洗化されていない方のし尿は、許可業者により収集し、令和3年度からは雄武町に新設された処理施設で適正な処理が行われています。
- 村営墓地については、草刈り等は本村で実施していますが、お墓を管理するのは遺族またはその関係者です。近年、家族形態の変化によりお墓を管理することが難しくなっており、本村でも合同墓（合葬墓）（※1）を必要としている方がいます。



### ➤ 6-4. 環境衛生の推進

#### 施策の方針

- ① ごみの効率的収集を進めます。また、ごみの発生抑制、減量化や資源化を進めます。
- ② 適ちなし尿処理対策を推進します。
- ③ 心安らぐ墓地の整備と維持を進めます。



#### 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 廃棄物の処理・減量化対策
  - 【継続】 ごみの適正処理の推進
  - 【継続】 ごみの収集及び処理体制の維持
  - 【継続】 ごみの減量化・リサイクルの推進
  - 【継続】 広報・啓発活動
- (2) し尿処理対策
  - 【継続】 し尿の収集及び処理体制の維持
- (3) 墓地の環境整備
  - 【継続】 墓地の適正な管理
  - 【新規】 合同墓（合葬墓）の建設

#### 用語説明

##### ※1 合同墓（合葬墓）

血縁に関係なく複数の方の遺骨を一緒に埋葬するお墓のことです。近隣自治体でも合同墓が建設されています。

## ➤ 6-4. 環境衛生の推進

### 村民ができること

- ◆ 決められたごみの排出・分別方法でごみを出しましょう。
- ◆ 墓参りの際は供物を持ち帰りましょう。

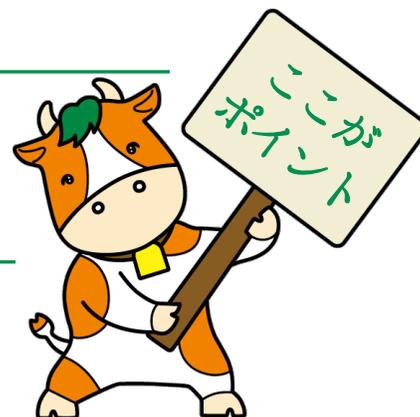


このように×印を付けられた時は分別し直して再度出しましょう！



プラスチック製容器包装類にペットボトルを入れてはいけません！ペットボトルは「缶・ペットボトル・ビン類」で出しましょう！

村民一人ひとりがごみの減量化を意識しごみの分別を徹底することが、村全体のごみ減量化につながります！



分野別目標7

## 住民と行政の協働が根付くむら

自律的で安定的かつ持続可能な行財政運営の下で、村民一人ひとりがむらの構成員としてそれぞれの役割を担いながら、主体的にむらづくりや地域活動に参加することにより、協働のむらづくりを実現します。

この分野別目標に関連するSDGsのゴール



番号	施策項目	ページ
7-1	協働のむらづくりの推進	123
7-2	行財政運営の効率化	126

## ➤ 7-1. 協働のむらづくりの推進



### 施策をとりまく状況

- 住民の意見や要望を村長が直接聴く機会として「地域づくり懇談会」を開催し、いただいた意見や要望は、内容を検討した上で村政に反映し、住民の行政への参加を推進しています。
- 少子高齢化や核家族化の進展により、地域のつながりが希薄化し、地域のコミュニティが停滞しつつあるとともに、地域の担い手不足が課題となっています。



▲ むら興しまつり



▲ 上興部納涼盆踊り

### ➤ 7-1. 協働のむらづくりの推進

#### 施策の方針

- ① 住民の自主的・主体的な活動や異業種交流などに対する支援を進めます。
- ② 地域コミュニティ機能の維持と交流の促進を図ります。
- ③ 一人でも多くの住民がむらづくりに参加できる機会の創出を進めます。



#### 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 住民の自主的な活動への支援
  - 【拡充】 住民・団体・事業者の自主的・主体的な活動への支援
  - 【継続】 人材の育成
- (2) 地域コミュニティの形成
  - 【継続】 集落及び町内会活動の維持と内容の検討
  - 【拡充】 町内会・地区会の意見交換の充実
  - 【継続】 少子高齢化による地域の状況に合わせた地域支援委員等の支援を検討
- (3) むらづくりへの住民参画機会の創出
  - 【継続】 広報や村HPによる行政情報の公開、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の適正な保護管理
  - 【拡充】 地域づくり懇談会の開催やこどもたちの声を聞く会（仮称）の新設
  - 【継続】 住民参画機会の創出
  - 【継続】 会議等の夜間開催の推進
  - 【新規】 開村100周年に向けた各種取り組み

### 7-1. 協働のむらづくりの推進

#### 村民ができること

- ◆ 自分たちが住んでいる地域の課題に対して、主体的・積極的に取り組み、その解決に努めましょう。
- ◆ 村政に関心を持ち、むらづくりに参画しましょう。
- ◆ 自分たちのことや地域の課題に対して、主体的に取り組みその解決に努めましょう。

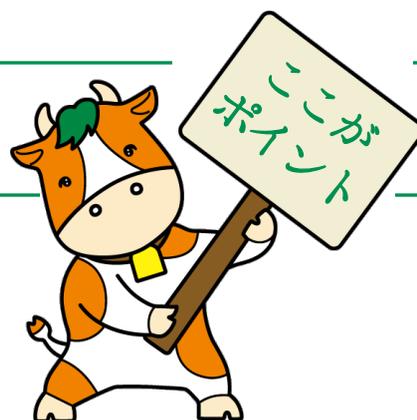


▲ 駐在員会議



▲ 地域づくり懇談会

私たちの行動ひとつで地域がさらに良くなります！



## ➤ 7-2. 行財政運営の効率化



### 施策をとりまく状況

- 社会情勢の変化に伴い、住民のニーズはますます多様化・高度化しています。
- 行政は具体的に実行していく経営能力が求められ、行政運営による行政サービスの維持・拡充が求められます。
- ICTによる事務の効率化や住民サービス向上のためのシステム導入等に当たっては、費用対効果を含め十分に検討する必要があります。
- 今後の景気や地方財政の動向を見通すことは大変難しい情勢下にあります。経常経費の徹底した節減に努め、将来にわたって健全で透明性の高い持続可能な財政運営を目指す必要があります。
- 広域的な行政運営の取り組みが進められており、地域課題解決の協議の場として、オホーツク圏活性化期成会や西紋別地区総合開発期成会などが設けられています。また、名寄市・士別市を中心市とした定住自立圏構想による新たな広域連携の取り組みが進められています。限られた財源と職員体制の中で住民ニーズの多様化・高度化に対応するためには、自治体の広域連携など多様な行政運営による行政サービスの維持・拡充が求められます。
- 国が推進するデジタル化の流れにより、税分野においても地方税共同機構を中心にIT化が進んでいます。本村でも、確定申告データの国税連携、各種申告のe-TAX受付、電子による納税、軽自動車税及び固定資産税台帳の電子管理等を行い効率化を図ってきたところです。今後は、更なる利便性の向上を目指してデジタル化を進めていくこととなります。
- 平成27年度からマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が始まり、自治体間での情報連携や各種手続のオンライン化等が進んでいます。



▲ マルチメディア館 IT夢

### 7-2. 行財政運営の効率化

#### 施策の方針

住民等との協力やICT活用、広域連携による行政サービスの効率化を図るとともに、行財政の効率化を推進と健全財政維持を進めます。また、行政職員の資質向上を図ります。



#### 計画期間中に実施する主な事業

- (1) 公共施設の適切な管理
  - 【継続】 住民等の協力による公共施設の適切な管理と効率化の検討
  - 【継続】 各種使用料・手数料の適正化
- (2) 効率的な事務処理の実施（ICTの活用）
  - 【継続】 各種電算システムの有効活用による事務の効率化
  - 【新規】 オンライン申請等による住民サービスの向上
  - 【新規】 納付書のQRコード導入事業
  - 【新規】 軽自動車JNKS（※1）導入事業
- (3) 行政間の広域連携の推進
  - 【継続】 オホーツク圏活性化期成会や西紋別地区総合開発期成会等における地域課題解決への取り組み
  - 【継続】 西紋別地区や北・北海道中央圏域定住自立圏との広域連携の推進
- (4) 財務管理の充実・財政の健全化
  - 【継続】 経費の節減等により持続可能な財政運営の推進
  - 【継続】 中長期的な財政見通しにより、計画的かつ効率的な財政運営の推進
  - 【継続】 財政状況の公表により、透明性の高い財政運営の推進
  - 【継続】 各種使用料・手数料の適正化
  - 【拡充】 ふるさと納税及び企業版ふるさと納税による財源確保
- (5) 職員の資質向上
  - 【拡充】 職員・職場研修の充実
  - 【継続】 人事評価制度の活用

## 7-2. 行財政運営の効率化

### 村民ができること

- ◆ 村の財政事情や議会活動など、行政情報に関心を持つようにしましょう。
- ◆ 受益者負担の原則を理解し、税金や各種料金を期限までに納付しましょう。
- ◆ マイナンバーカードを作りましょう。



- むらづくりは、みなさん一人ひとりが主役です。議会や行財政に関心を持つことで、より良く住みやすい村になっていきます！
- 私たちの考え次第で、公共施設がさらに活用できます！
- マイナンバーカードはe-Tax等の電子申請のほか、本人確認書類として利用できます。
- 紙や現金を触らなくなる時代が来ます！



### 用語説明

#### ※1 軽自動車JNKS

継続検査(車検)における納税確認を電子化することにより納税証明書の提示を省略できるシステム



# 資料編



# 諮 問 書

令和3年8月4日

第5期西興部村総合計画審議会会長 様

西興部村長 菊池 博

## 諮 問 書

第5期西興部村総合計画（基本構想・基本計画）について、西興部村総合計画条例（令和2年3月12日条例第2号）第5条に基づき、貴審議会の意見を求めます。

## 答 申

令和4年2月3日

西興部村長 菊池 博 殿

第5期西興部村総合計画審議会  
会長 古川 彰

### 第5期西興部村総合計画（基本構想・基本計画）の答申について

令和3年8月4日付で諮問のありました「第5期西興部村総合計画（基本構想・基本計画）」の策定について、地域における課題や時代の潮流、10年後のあるべき姿、住民アンケート調査などを踏まえ、慎重に審議を重ねた結果、下記の意見を付して答申します。

#### 記

1. 審議過程において各委員から提出された意見を尊重され、総合計画の推進及び見直し、並びに事務事業の検討や実施において十分に配慮されるとともに、今後、この計画に基づくむらづくりについて、住民とのパートナーシップにより、将来ビジョンである「むらのありたい姿」の実現に努められたい。
2. コロナ禍のような突発的な社会情勢の変化や、めまぐるしく発展するデジタル技術などに適切に対応するとともに、脱炭素化への取組など環境にも配慮しつつ、持続可能なむらづくりを推進されるよう努められたい。
3. この計画の推進にあたっては、基本計画に沿って策定される「実施計画」を十分検討され、総合目標である「2031年度末で人口1,000人以上」の実現に向け、職員一丸となって努力されることを切望する。

## 第5期 西興部村総合計画の策定経過

日 付	内 容
令和2年8月 3日	第1回策定委員会～策定の考え方、組織体制について
9月 3日	第5期西興部村総合計画策定支援等業務に係るプロポーザル審査会にて「一般社団法人集落自立化支援センター」を委託先として選定
9月23日	第2回策定委員会～策定に向けての論点整理、スケジュールについて
10月21日	職員研修～SDGsについて
12月17日	第4期総合計画主要施策進捗状況ヒアリング（役場各担当）
～12月22日	
令和3年1月14日	第3回策定委員会～住民アンケートの内容、スケジュールについて
2月 5日	住民アンケート実施（特養入所者を除く16歳以上の全村民）
2月22日	中学生アンケート実施
5月28日	団体アンケート実施
6月 3日	第4回策定委員会～アンケート結果、基本構想案について
6月22日	村長インタビュー
8月 4日	第1回審議会～辞令交付、第5期総合計画諮問
9月 1日	第2回審議会～総合計画策定の目的と審議会の役割について
9月 2日	職員研修～基本計画施策シートについて
10月 8日	第5回策定委員会～基本計画案について
10月28日	第3回審議会（産業・建設部会、社会文教部会）
	～第3回～第5回は、部会審議として各課ごとに審議を実施
11月 9日	第4回審議会（社会・文教部会）
11月10日	第4回審議会（産業・建設部会）
11月15日	第5回審議会（社会・文教部会）
11月29日	第5回審議会（産業・建設部会）
令和4年1月14日	第6回策定委員会～基本計画案、実施計画について
1月27日	第6回審議会～委員の意見を踏まえて修正した基本計画案について
2月 3日	答申

## 第5期西興部村総合計画審議会委員

任期：令和3年8月～令和4年3月

会 長 古川 彰

副会長 菊川 博幸

産業・建設部会

(敬称省略、順不同)

氏 名	役職	団体・職名等（委嘱時）
古川 彰	部会長	西興部村農業委員会会長
伊藤 孝道	委員（公募）	オホーツクはまなす農業協同組合 営農販売部長
倉岡 泰之	委員	西興部村商工会 経営指導員
島田 智仁	委員	島田電気商会 専務
谷口 和美	委員	谷口木材 代表
美田 大輔	委員	美田建設工業株式会社 代表取締役社長
向井地 紀幸	委員	オホーツク楽器工業株式会社 工場長
山田 尚大	委員（公募）	株式会社デプロイネイチャー 代表取締役
吉水 一男	委員	西興部村議会産業常任委員長

社会・文教部会

氏 名	役職	団体・職名等（委嘱時）
菊川 博幸	部会長	障害者支援施設清流の里 施設長
伊吾田 良子	委員	子育て世代代表
石川 達彦	委員	西興部村社会福祉協議会 事務局長
伊藤 篤	委員	西興部小中学校PTA会長
島田 博輝	委員（公募）	I CRAFT株式会社 代表取締役
田尾 司	委員	西興部村社会教育委員長
松浦 隆子	委員	西興部村教育委員
山本 ちずえ	委員	西興部村議会総務常任委員長

# 第5期西興部村総合計画策定委員会名簿

任期：令和2年8月～令和4年3月

区分	職名		氏名	備考
会 長	副村長		吉 田 且 志	
委 員	企画総務課	課長	日 下 忠 之	兼事務局 (～R3.3)
			内 田 達 也	兼事務局 (R3.4～)
	地域総合戦略室	室長	木 原 利 幸	兼事務局
	住民課	課長	上 西 浩	(～R3.3)
		課長 主幹	中 内 太	課長 (R3.4～) 主幹 (～R3.3)
		主幹	五 島 健 児	(R3.4～)
	産業建設課	課長	小 崎 稔 勝	
		主任技師	蛭 沢 広 輝	
	教育委員会	教育長	飯 束 亨	
		次長	黒 田 正 美	
	出納室	室長	内 田 達 也	(～R3.3)
	議会事務局	局長	高 橋 貞	(～R3.3)
			上 西 浩	(R3.4～)
	西興部消防支署	支署長	菊 川 謙 三	
		副支署長	千 葉 芳 美	
	事務局	企画総務課	課長	日 下 忠 之
内 田 達 也				(R3.4～)
主幹			木 原 利 幸	
係長			山 崎 弘 勝	(～R3.3)
			有 我 大 悟	(R3.4～)
主査			橋 場 唯	





## 第5期西興部村総合計画

令和4年3月発行 西興部村

〒098-1501 北海道紋別郡西興部村字西興部100番地

TEL 0158-87-2111 FAX 0158-87-2777

HP <https://www.vill.nishiokoppe.lg.jp/>